

平成25年6月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成25年6月10日(月)午前9時00分開議

- 日程第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 報告第 2号 平成24年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成24年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 平成24年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 3号 愛荘町一般会計補正予算(第10号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第43号 愛荘町自治基本条例の制定について
- 日程第 9 議案第44号 愛荘町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第10 議案第45号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第46号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第47号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第48号 愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第50号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて
- 日程第16 議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求める

ことについて

日程第17 議案第52号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第53号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第54号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第19

---

**出席議員(16名)**

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

**欠席議員(なし)**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	住民福祉主監	西川都々子君
総務主監	杉本幸雄君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	上林忠恭君	総合政策主監	林定信君
教育次長	小杉善範君	教育主監	松藤美保子君
産業建設主監	北川元洋君	教育振興課長	青木清司君
総務課長	中村治史君	福祉課長	岡部得晴君
建設・下水道課長	中村喜久夫君	人権政策課長	本田康仁君
生涯学習課長	山本隆男君	健康推進課長	酒井紀子君

子ども支援課長 川村節子君 住民課長 大橋靖子君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 徳田幸子 書記 宮崎 淳

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

初日は一般質問等、皆様のご協力のもと議事を進めてまいりまして、ありがとうございます。本日から議案等の審議がございますので、皆様のご協力のもと議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、議案審議に入ります。

---

### ◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第1、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） おはようございます。早朝から大変ご苦労さんでございます。

それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条に基づきまして、6人を就任いただいております。秦荘地域3名・愛知川地域3名の6人ですが、法務大臣から委嘱を受けておられるところであります。その候補者の推薦につきましては、「市町村長は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」とされているところであります。

委員の任期は3年となっており、このたび現委員 小杉正男氏が本年9月30日に任期満了となるため、改めて推薦したく存じますので、議会の意見をいただきたくお願いするものであります。

なお、任期につきましては平成25年10月1日から平成28年9月30日までござ

います。愛荘町北八木 58 番地 1、生年月日 昭和 15 年 11 月 23 日。小杉正男さんをよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本定例会に人事案件 1 件が提案されています。人事案件については質疑・討論を省略しますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、人事案件については、質疑・討論を省略いたします。

ただいま説明がありました人権擁護委員の候補者として小杉正男氏を推薦することについて、適任者であると認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、小杉正男氏は適任者であると町長に回答することに決定いたしました。

---

### ◎報告第 2 号の上程、報告

○議長（本田秀樹君） 日程第 2、報告第 2 号 平成 24 年度滋賀県市町土地開発公社決算報告についてを議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 報告第 2 号 議案書の 2 ページをお開きいただきたいと存じます。

平成 24 年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 24 年度滋賀県市町土地開発公社決算について別冊のとおり報告させていただくものでございます。

この土地開発公社につきましては、公共用地、公共地等の取得・管理・処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、5 市 6 町で構成しているものでございます。

それでは、別冊の白い冊子でございますが、平成 24 年度事業報告および財務諸表についてご説明申し上げたいと思います。

別冊資料の 2 ページの庶務関係につきましてでございますが、役員の異動状況で、

高島市長と米原市長に異動がございまして、それぞれ新市長に理事・監事として就任いただくことにつきまして、全員賛成のうえ承認されております。

3 ページにつきましては、理事会・監査会などの会議関係が記述されてございます。

4 ページの事業関係でございますが、まず、土地保有状況につきましては、償還が完了いたしました事業用地 4,895 m<sup>2</sup>を当該申出団体に譲渡が完了いたしました結果、年度末の保有面積は 6,110 m<sup>2</sup>で、新規の借入はなく、金利を合わせました簿価額は 1 億 3,474 万 8,535 円となっております。

次に 6 ページでございますが、年度別土地保有状況、7 ページにつきましては用途別土地保有状況、そして 8 ページは事業資金の借入状況を年度別あるいは事業用途別に区分して記載してございまして、年度末の借入金残高は 1,578 万 8,940 円となっております。

次に、9 ページの財務概要についてですが、事業収益といたしまして 3,252 万 206 円、事業費用は 3,540 万 6,993 円で、当期の事業収支は 288 万 6,787 円の損失であります。一方、事業外収支では 3,156 円の収益となり、当年度は 288 万 3,631 円の純損失の計上となっております。

続きまして、10 ページの財務諸表の貸借対照表につきましては、資産の部であります。流動資産 1,187 万 4,432 円、事業勘定は 1 億 3,474 万 8,535 円で、資産合計は 1 億 4,662 万 2,967 円となっております。

11 ページの負債の部でございますが、仮受金 1 億 1,895 万 9,596 円、長期借入金 1,578 万 8,940 円、資本の部につきましては基本財産 620 万円、剰余金 567 万 4,432 円、負債資本の合計は資産額合計と同じく 1 億 4,662 万 2,967 円となっております。

以上、主なものをご説明させていただきましたが、その他 12 ページには損益計算書、13 ページには平成 24 年度欠損金処分計算書、14 ページにはキャッシュ・フロー計算書、15 ページには財産目録、16 ページには申出事業費用明細書、17 ページ以降につきましては付属資料が記載をされておりますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

なお、今年度で償還完了となることから、公社は解散となる予定でございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

**○議長（本田秀樹君）**      これで報告第 2 号を終わります。

### ◎報告第3号の上程、報告

○議長（本田秀樹君） 日程第3、報告第3号 平成24年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題にいたします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 報告第3号 議案書の3ページでございます。報告第3号 平成24年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

4ページでございますが、平成25年度へ繰り越しをいたします事業につきまして、3月議会までにおきまして繰越明許費をご説明いたしておりますが、愛荘町財務規則の規定に基づき、財源内訳を明記のうえ、今議会に繰越計算書として報告することになっているものでございます。

一般会計でございます。総務費の庁舎等管理事業につきましては、受水槽が経年劣化でひび割れが生じたため、受水槽取替工事を発注いたしました。断水による来客者への影響を回避するため、5月の連休中に撤去・設置工事を行う必要があり、282万5,000円を、そして商工費の湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業については、開発事前申請で国道307号からの出入口を設置するよう県からの指示がございました。地質調査の結果、土壌改良が必要となりまして、地元説明会開催後に開発申請を提出、開発許可条件に基づき実施設計を進めることから460万円を、消防費の防災対策事業の町地域防災計画修正業務は、原子力災害対策編の指針やマニュアルの国の見直しや県地域防災計画の修正を待つ必要から472万5,000円を、教育費の郷土読本（仮称）わたしたちの愛荘町編集事業につきましては、編集作業の大幅な増によりまして235万2,000円を、そのほかに平成24年度国の補正予算が年度末に成立をいたしました。その社会資本整備総合交付金を活用する事業として、今ほど説明させていただきました残りの事業、湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域整備事業164万円、土木費の道路維持補修事業として路面性状調査及び道路維持管理計画策定業務・道路付属物点検業務・道路台帳電子化業務4,490万円、道路維持補修事業として旧中山道愛知川宿道路カラー舗装事業3,700万円、都市計画事業として東部地域公園整備事業620万円、教育費の幼稚園施設整備事業（愛知川幼稚園グ

ラウンド拡張事業) 2,069万2,000円、公民館管理運営事業(町民交流広場整備事業) 4,671万2,000円、体育施設管理事業(旧中山道愛知川宿駐車場整備事業) 1,185万7,000円、合計1億8,350万3,000円を25年度へ繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(本田秀樹君) これでは報告第3号を終わります。

---

#### ◎報告第4号の上程、報告

○議長(本田秀樹君) 日程第4、報告第4号 平成24年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

[総務主監 杉本幸雄君登壇]

○総務主監(杉本幸雄君) 報告第4号、議案書の5ページでございます。報告第4号 平成24年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次のとおり事故繰越し繰越計算書を報告するものでございます。

6ページをご覧ください。下水道事業特別会計の公共下水道事業愛知川南面整備工事(愛知川工区)の関係でございますが、請負業者の都合により工事着手が遅れまして、防食塗装の施工完了が年度内にできないため、88万円を平成25年度へ繰り越すことになったものでございます。以上、報告とさせていただきます。

○議長(本田秀樹君) これでは報告第4号を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(本田秀樹君) 日程第5、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

[収納管理主監 上林忠恭君登壇]

○収納管理主監(上林忠恭君) 承認第1号を説明させていただきます。議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、平成25年3月31日付け

で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりましてご報告・承認をお願いするものでございます。

改正理由につきましては、別冊資料の1ページからでございます。改正の理由・要旨、2ページから4ページまでは新旧対照表でございます。

それでは、別冊説明資料1ページから説明させていただきます。1ページをご覧いただきたいと思えます。

今回の改正では、固定資産税等において、特定の独立行政法人が行う事業に対し特例措置の廃止など、税負担の軽減措置等の整理・合理化を行うため、地方自治法の一部を改正する法律が第183回通常国会におきまして本年3月29日に成立し、3月30日に公布、4月1日に施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

改正内容でございますが、固定資産税に関する独立行政法人が行う事業の特例措置の廃止による条例改正と、耐震改修を行った住宅改修に係る軽減措置の経過措置でございます。

条例第54条第5項と次の第131条第4項は、独立行政法人森林総合研究所が旧みどり資源機構から引き継ぎました業務である農用地総合整備事業の進捗により、今後も適正対象事業がなくなり廃止することから、独立行政法人森林総合研究所の特例条文を削除するものでございます。

改正付則第2条第2項につきましては、申告により耐震改修を行った住宅に係る従来の軽減措置を、より効果の高い改修工事の実施を促すため、工事費上限30万円以上から50万円超の見直しと、所要の経過措置を講じたことにより、新たに申告規定を定めたものでございます。

ただいま説明申し上げました改正は、いずれも関係する法律と地方税法施行令の一部を改正されたことによりまして、緊急に本条例の一部を改正する条例の制定および付則を定める必要が生じたことから、専決処分させていただいたものでございます。

付則といたしましては、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番 瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番 瀧すみ江。耐震改修の質疑を行いますけれども、この改正は、耐震改修を行った場合の住宅で、30万円以上50万円までの費用に、去年3月までに申請を行った方が4月にかかって工事を行う場合に減免の申請ができるというようなものだと思うのですけれども、そのような方が今までおられるのか。今その対象者がおられるのかどうかということと、平成24年度には30万円～50万円までの費用の工事をされて減免申請をした方がおられるのであれば何件あったのかということ、答弁お願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（上林忠恭君） ただいまのご質問でございますが、現在のところ申請件数はございません。以上です。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監、工事費の申請というのは2つ質問があったと思うのです。その工事費の申請者は何名ということの答弁をお願いしたいと思います。

○収納管理主監（上林忠恭君） 失礼しました。申請者につきましても、申請件数はございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、日程第5、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを承認することに決定いたしました。

---

## ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第6、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 上林忠恭君登壇〕

○収納管理主監（上林忠恭君） 承認第2号を説明させていただきます。議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。

改正理由につきましては、別冊の説明資料5ページをお開きいただきたいと思います。改正理由の要旨と、6ページから10ページは新旧対象表でございます。

それでは、別冊資料の5ページから説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることによるものでございます。

主な改正理由として、後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険税の軽減特例制度の延長等でございます。

それでは、改正内容について説明します。

条例第5条の2は、医療分の世帯別平等割の部分でございます。国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者に移行する場合に、特定世帯に係る世帯別平等割を最初の5年間2分の1軽減する現行措置に加え、その後3年間特定継続世帯として4分の1の減額措置を講ずるものでございます。

条例第7条の3の後期支援分の世帯別平等割の部分も同様の措置を講ずるものでございます。

条例第21条は、国民健康保険税の減額の部分でございます。国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険税の軽減判定所得の算定特例に対し所得の合計が一定額以下の場合に減額する措置においても、特定世帯に係る世帯別平等割を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1を減額する措置を講ずるものでございます。

付則といたしましては、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでござ

います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番 瀧すみ江君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 12番 瀧 すみ江です。ここには書かれてはおりませんが、この法律、地方税法の一部を改正する法律とともに、保険税の軽減制度に係る特例ということで、2割・5割・7割という軽減の方について、後期高齢者に国保から移行したことで国保の被保険者でなくなった方を人数として算定する時、人数として抜くのではなくて、そのまま含めて算定をするというような措置が今までもされていたと思うのですけれども、それを期限を区切らないで恒久措置とするというようなことが決まったと思いますが、これが確かなのかどうか確認しておきます。

また、ちょっと調べたところだと、8割軽減、2割となる方ですけれども、その方についてだけのような記述がありましたが、それがすべての軽減、7割・5割・2割の方に適用するかどうか、これもあわせてお聞きしたいと思いますので、答弁をお願いします。

**○議長（本田秀樹君）** 収納管理主監。

**○収納管理主監（上林忠恭君）** 瀧議員の1点目の質問でございますが、後期高齢者の方へ移行された場合の、今までですと5年間に限りということで期間が限定されておりました。それを、その期限を撤廃することにより今後、恒久的に75歳～80歳までの方は、先ほど議員さんが申されましたように恒久的な措置ということになったわけでございます。

それと、あと減額措置でございます。7割・5割・2割軽減の部分でございますが、2割軽減だけでなしに7割・5割の軽減対象者に対しましても、この3年間の延長等特例措置、これも対象となるわけでございますので、報告させていただきます。

**○議長（本田秀樹君）** 12番 瀧すみ江君。

**○12番（瀧 すみ江君）** ちょっと、もうひとつわからなかったのもう一遍聞きするのですけれども、後期高齢者医療に移行した方が算定の時に、人数に含むという計算が恒久化することになるので、ずっとということなるのか。先ほど3年でしたか、そこがよくわからないのですけれども、つまり75歳に抜けられてからずっとその方が毎年毎年、ずっとその人数に含まれるのか。それとも、年数が限られて

いるのか。一応そういう法律の規定というものをもうひとつわからないのでお聞きしたいのと、その規定が恒久か、年度を限らず恒久化されることになったということになるのかどうかというところ、もう少し詳しくお願いします。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（上林忠恭君） 後期高齢者制度は平成20年度より制度が制定されて、ちょうど5年を迎えるわけでございます。その時の制度としましては、特定世帯に対しましての軽減措置等につきましては、「5年に限り」という条文があがっておりました。そのまま続きますと、ちょうど81歳になられる方に対しましてその軽減がはずれてしまうわけでございます。

そういった方を、激変的な負担の増につながるわけでございますので激変緩和ということで、この「5年間に限り」を撤廃して、さらに70歳～81歳の方から3年間、4分の1の軽減ということで、さらにその3年間、83歳までの方を引き続き対象に、この5年間受けられた方を3年間さらに減額措置ということで対処していくということになっております。

5年間に限りということで、もう既にその制度が、特例措置が撤廃されるということで、今回はその5年間に肯定していく。さらに3年間も含めて延長していくということでございます。よろしくお願いします。

○議長（本田秀樹君） 12番 瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番 瀧すみ江です。質問していたことの意味がとらえられていなかったかと思うのですけれども、私が聞いているのは、後期高齢者医療に移行して2割と5割・7割の軽減を受ける方の中で、後期高齢者医療に移行したことによって国保の被保険者でなくなったということがあります。でも、そうすると、軽減が受けられなくなる場合があるので、その方も人数の1人と含めて軽減対象基準額を算定するという措置があるはずだと思うのですけれども、それが確かにあるのかどうか確認したかったということを質問しているわけなんですけれども、1番目の質問ですけれども、その場合、2割・5割・7割の方すべてにその特例が適用するのということなのですか、その制度が恒久化するということが決まったということをお調べしたら書いてあったので、そのことをお聞きしたわけなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○**収納管理主監（上林忠恭君）** 瀧議員が申されました2人世帯で1人が国保、そしてもう1人が国保の被保険者から抜けられた、最初の条件で5年間今まで進めてきました。さらに3年間というのは、同じ条件で国保の被保険者が残っておられて、そしてさらにその方が81歳・82歳・83歳とおられる場合、国保からはずれた場合、その方については同じ条件で特例世帯ということで対象となるわけでございます。

それが恒久的なものということで5年の条件でしたが、それが確定したということで、恒久化したということになりました。

○**議長（本田秀樹君）** 15番 辰己 保君。

○**15番（辰己 保君）** 15番 辰己 保。税法705条の5の適用のことを言っているのだというふうに思うので、恒久化というのは、年齢が75歳～80歳前ではないのか、5年間。79歳でないのか。80歳～83歳と言っているけれど、80歳～82歳ではないのか。数字も議事録に残るので。

というのは、83歳の方が特例世帯であったと、継続世帯だと言って申請される可能性があるわけで、そこの年齢の確認をちょっと。私は75歳～79歳、80歳～82歳というふうに考えているのですが、まずその確認をしておきます。裏方さんに確認して、答弁できるように準備された方がいいと思います。

要するに特定世帯、今、24年度まで適用された、その特定世帯は、本町で何世帯あったのか。そのうち新たに25年度は特定世帯が何世帯で、特定継続世帯、要するに新たに5年間を経過した世帯ですが、それが何世帯あるのかということ。

もう1つ聞きたいのは、こういうケースも生まれてくるのではないかという想定なんですけど、この頃、年齢の差があるご夫婦、そういう世帯もあるわけで、そうした家族として、先ほど聞いていると夫婦、夫婦と言われているのですが、属する世帯であるわけです。わかりやすく説明されているのでそれはそれで結構です。ただ、他の保険に入っていない世帯を指しているのではないのかなというのが1つあるわけで、議案書の「当該世帯に他の保険者がいない場合に限り」というふうに書いてあるのが、あたかも2人、あえてわかりやすいのは夫婦の適用みたいに聞こえるのだけれど、親子関係の場合の適用はあり得るのかないのか。国保の被保険者のみの世帯で、そこに親子関係の場合は、果たしてそれは特定世帯になるのか、特定継続世帯になるのか。その解釈が少しわからない。

じゃあ、後期高齢者医療制度が始まって5年間ですから、当然それにはずれている

方がおられますかとかいうことを言わざるを得ないのですが、この特定世帯を規定する場合に、1人は被保険者で81歳の、そういう世帯はなかったのかどうか。というのは、これは次の想定として出てきますからね、継続世帯をはずれた場合、要するに84歳になった方と国保の被保険者になっている方、そういう世帯があるかも知れないので、その場合はどうなるのか。想定問答なので。

その場合はもとの2万1,500円に引き上がるということになるのか。継続世帯を超えた場合に、もとの平等割を課していくのか。そこが読み取れなかったので、そういうケースの場合はどうなるのか。個人的にはいろいろなケースが生まれてくるだろうと想定します。それで聞いておきます。

今言うように、国保加入者のみの世帯の場合に、こういう特定世帯とか特定継続世帯が適用されるのかどうか。それから、夫婦関係でいくのか、そういう関係のみの適用という意味になるのか、そこがこの読み取りではちょっと読みとりにくかったので、世帯数や、そしてその特定世帯・特定継続世帯を超えた場合と、被保険者の世帯、属する世帯、その場合の状態はもとの金額に戻すのかどうかということ。その世帯という規定はどういう、今は夫婦だけなのか、それとも国保に加入している世帯、それのみを加入している世帯を指して適用をするのかどうか。そういう今質問の整理を自らさせていただいています。

そういうことで、実際問題に、その人たちの想定に対して答弁をいただいております。なければならないというので、いろいろなものを読むと、「特定世帯にとらえ」という言葉を書いて、そして特定継続世帯というふうに、4分の1を適用するというふうに読みとれないこともないので、となると2分の1プラス4分の1の適用をするのかということ、この金額ではないかと勝手に自分が数字を出しているのだけれども、要するに8分の5くらいになるのかというふうな率になるのではないかと思います。いろいろなものを簡単に資料を読む中でしています。

それで、なぜ特定世帯を超えたもの、特定継続世帯が4分の1の軽減措置になるのか。その理解がどういうふうに説明を聞いているのか。特に5年間は2分の1、それが恒久化されて、後3年、それが終了後3年、4分の1に増えるわけですね。じゃあ、なぜ75歳～79歳までは2分の1で、80歳～82歳は4分の1に変化するのかという、その説明はどのように聞いているのか。法律の解釈を。そこらの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 5点ほどあったと思うのですが、全部答えられるのか、よろしいですか。世帯数もいろいろあったと思うのですが。

---

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。  
休憩 午前 9時48分  
再開 午前10時10分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（上林忠恭君） 先ほどの辰己議員に対するの答弁について、訂正をお願いしたいと思います。

先ほど5点の質問事項でございますが、まず特定世帯の対象年齢でございます。75歳～79歳、そして特定継続世帯が80歳～82歳ということでございます。

そして2点目の、例にあげて「夫婦」と申し上げましたが、親子でもいいのかというご質問だと思います。これにつきましては親子でも対象となります。

そして、3点目の特定世帯に加え特定継続世帯の減額措置なんですけれども、これが2分の1・4分の1プラス8分の1になるのかとかいう話なんですけれども、特定世帯で5年間は2分の1、そして特定継続世帯としまして3年間は4分の1、それ以降は元に戻るといような形になります。

4点目、なぜ特定世帯4分の1なのかというご質問でございますが、これは5年間の特定世帯の減額措置が従来ですと制度がなくなるために、新たに法制化して、さらに3年間というのは、5年間の措置が切れた時点で元に戻るのを避けるために、段階的に3年間緩和ということで4分の1の減額措置になるということでございます。

つきましては、5点目の「5年間は2分の1、あと3年間は4分の1なのか」ということで、新しい改正によりまして、辰己議員が申されましたように5年間は2分の1、あと3年間は4分の1の減額措置という制度でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 主監、特定世帯は何世帯あったのかという世帯数、25年度のを。

○収納管理主監（上林忠恭君） すみません、もう1点でございます。私は手元の資

料で25年度の4月1日現在で対象が何件あるかということで調べさせていただいたシミュレーションでございますが、特定世帯で世帯数が162世帯、そして継続世帯が96世帯、そしてあと7割・5割・2割の減額措置を受けられる予定の方が、特定世帯でまとめて言いますと91世帯、そして特定継続世帯が61世帯というふうにシミュレーションさせてもらっております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 15番 辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番 辰己 保。それで数字の正確度をつけなければだめだということで、当然そういう認識でいかれていたら大変なことに、混乱をしますので、改めて79歳、そして82歳ということで事務をしていただくことを求めておきます。

それで、今まとめて7割・5割・2割を、全体が91世帯あって61世帯という答弁だというふうに解釈します。当然、先ほど言いましたように2分の1に加え4分の1プラスするのか、ただそれに制度上加えて継続制度が生まれたというふうに解釈すればいいわけですが、ただ、激変緩和というのは当然、本来基準額に戻すための経過措置として上げていくというふうになるわけですけれども、それならば、言わばそれは町のサイドにいけるかどうか私にはわからないけれども、要するに2分の1の負担を次に30%・30%というか、3か年の経過をもって基準額に戻すというのが本来の経過措置だと、スライドしていくのが。ただ、4分の1の措置をとってずっと4分の1で元に戻すというのがいいのか。

なぜこのことを問うのかと言えば、これは町長の裁量権に入るのだらうと思いますけれども、そういう法律上は継続世帯は4分の1というふうになっているのだけど、本町の町長が認めた場合に4分の1にするのではなくて、あとの2分の1を3か年で戻すということできないかどうか。いきなり振って大変、じゃあそれはいいとして。

なぜと言ったら、元に戻すわけですよ。国保の問題で言えば世帯割を2万1,500円に戻すわけです。ですから、2分の1からそこに戻していくのに4分の1の経過措置をとるわけですが、しかし、答弁の中にあつたように、親子関係も伴うわけです。親子で言えば、申し訳ないですが、高齢者に近づくという年齢になるわけです。じゃあ、それを所得補償があるのかといたら、家庭によっては今言われる7割・5割・2割の激変措置を適用している世帯かもわからない。そうした世帯において、705条の5の適用と兼ね合わせて、じゃあ世帯割が戻せるのかどうか。当然、軽減措置がそのま

ま講じられれば、その軽減措置が5割なら5割だと思いますけど、そうしたところの配慮が私はこの法律の一部改正において非常に細かなところに配慮が欠けているという部分。ただ、後期高齢者医療制度が実施されて5年経過した。それとしてあと3年間継続をせざるを得ない。いきなり今5年して、2分の1の措置を講じている人がいきなり10分の10に行くわけにいかない。だから3年間だけ75%にさせていただこうというふうにしているだけのことであって、だから決して国保の加入者に、私が言いたいのは、家族の負担が多くなっていく中で、そうしたものが果たしていいのかどうかということが非常に問われてくるだろうと思うのです。そのところを非常に危惧するころがあって、この法律の説明としては、主監がされたとおりでいいわけですが、しかしその点での、町長にちょっとは答弁をもらわないとだめになってくるのですが、ここの詰めは。4分の1の3年間のあり方というものについて、少し考えを聞いておきます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 非常に複雑な制度で、町長のサイドでどこがどうできるかというようなことは、私は全くわかりません。

○議長（本田秀樹君） それだけで答弁よろしいですか。

○15番（辰己 保君） それしか仕方がないな。そこらの問題点があるということ

○議長（本田秀樹君） 収納管理主監。

○収納管理主監（上林忠恭君） 辰己議員のご質問ですけれども、7割・5割・2割というのは今後もずっと継続していく制度でございますので、そこでさらに減額措置等をするというのはどうかなということ考えている次第です。以上です。

○議長（本田秀樹君） 世帯割が元に戻せるか、戻せないかという質疑があったと思うのです。その答弁をお願いしたいと思います。

○15番（辰己 保君） もういいです。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番 辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番 辰己 保。国民健康保険税条例の一部を改正する

条例について、反対を唱えます。

今、質疑等の中でも明らかになりましたように、結果としてこの制度、後期高齢者医療制度を新設したために新たな問題が起こってきた。そのことによって、国民健康保険制度の方の緩和と言いますか、激変をさせないように、その単なる手立てを講じざるを得なくなった。要するに、急場しのぎになっている。

ただ、医療制度のみを見ればいいのかと言えば、介護制度の方を見れば、かなりこの特定世帯もしくは特定継続世帯というのにおいては、相対的には大きな負担増となっている。それは何も我々は他人事ではない。自らの家族に該当する話であります。

ですから、本当に、確かに力のある方はそれでいいのですが、いまや年をとるにつれて結果として収入・生活への不安感が増してくる。そうした中で本当に医療制度のあり方、また負担のあり方というものが再度見直される。ここに一番大きな問題は、国がその責任を負うということです。そこを棚上げすることによってこうした我々の地域が、末端行政での負担、しいては町民負担へ連動していっているのだということだけを直視する必要があるというふうに思います。

ですから、こうした継続措置をとられることは決して否定するものではないのですが、負担というものを見た時に、決してこれが負担軽減でもなく、逆に年をとれば負担を重くさせるという制度になっているということだけを申し上げて、この改正の弱点・問題点を明らかにして反対討論とします。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに討論はありませんか。9番、西澤久仁雄君。

**○9番（西澤久仁雄君）** 9番、西澤久仁雄です。賛成討論を行います。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、賛成討論を行います。

今回の改正は、平成20年度より後期高齢者医療制度が創設され、それに伴う軽減措置が5年間の適用とされているため、平成25年度以降、その適用期限が切れるものであり、後期高齢者制度への移行によって、当該世帯の所得等状況が変わらないにもかかわらず負担増になりかねないことから、適用期限を恒久的な措置としたことである。さらに5年経過後の特定世帯に対しても、急激な負担増を避けるため激変緩和措置として3年間の措置を講じているため、本条例改正の専決処分について賛成するものであります。

議員各位におかれましても、趣旨のご理解をいただき賛同をお願いし、賛成討論と

いたします。

**○議長（本田秀樹君）** これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（本田秀樹君）** 起立多数です。よって、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（本田秀樹君）** 日程第7、承認第3号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 杉本幸雄君登壇]

**○総務主監（杉本幸雄君）** 承認第3号をご説明申し上げます。議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日付けで次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願い申し上げます。

13ページでございます。平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億311万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,310万円とするものでございます。

事項別明細書によりまして、各科目の補正額および主な内容をご説明させていただきますので、16ページをお願いします。

この補正予算につきましては、地方交付税の決定ならびに基金利子実績と財政調整基金の取り崩しにより、歳出の方で各基金へ積み立てを行うものでございます。

16ページ、歳入でございますが、まず地方交付税の決定によりまして、普通交付税805万9,000円の追加、特別交付税2億1,393万9,000円の追加。財産収入として利

子及び配当金が各基金利子合わせて 307 万 5,000 円の追加。繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 7,804 万 5,000 円追加するものでございます。

続いて 17 ページの歳出でございますが、諸支出金につきましては地方交付税ならびに基金利子の増に伴います各基金に積み立てるものでございまして、財政調整基金積立金 8 万 7,000 円、減債基金積立金 65 万 1,000 円、地域基盤づくり推進基金積立金には特に取り崩しが大きかったことから、ここへ重点的に 3 億 105 万 3,000 円、福祉・保健基金積立金 61 万 7,000 円、ふるさと水と土基金積立金 2 万 6,000 円、シンボルリバー基金積立金 2 万 7,000 円、町営住宅建設整備基金積立金 1,000 円、防災基金積立金 11 万 7,000 円、教育振興基金積立金 53 万 9,000 円をそれぞれ追加させていただいたものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 3 号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、承認第 3 号 平成 24 年度愛荘町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分につき承認を求めることについてを、承認することに決定いたしました。

---

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第8、議案第43号 愛荘町自治基本条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 議案第43号 愛荘町自治基本条例の制定についてでございます。議案書の18ページ～24ページ、そして説明資料につきましては11ページ～26ページまででございます。説明資料の11ページをご覧いただきたいと思っております。

自治基本条例を制定する理由でございます。ここにも記載をいたしておりますように、住民の価値観が多様化するなか、増大する行政需要に対応し真に自立した自治体となるには「住民協働のまちづくり」が不可欠でございます。そのためには、町、事業者、町民、議会の役割を明らかにし、行政運営の基本方針や、住民と行政の協働のまちづくりを進めるためのルールが必要でございます。

このため、愛荘町のまちづくりをどのような考え方で行うのか、その考え方を実現するためにはどのようなシステムが必要なのか、町政運営の主体である町民・議会・行政それぞれがどのような役割を担うべきのかなど、愛荘町のまちづくりを進めていく上での基本的なルールを定め、条例・規則等の法体系において最上位に位置する「愛荘町の憲法」と言える『愛荘町自治基本条例』を制定するものでございます。

自治基本条例の要旨でございますが、まず前文でございますが、前文は次の、1枚めくっていただくと13ページに下半分ございますが、この13ページの前文の解説、一番下の方に記載がございまして、自治基本条例は、愛荘町の最高規範として自治の基本理念などを定める重要な条例であり、それらを明らかにするため、愛荘町民憲章の精神に基づき前文をまず定めるものでございます。

そして、次のページからが条文なんです、「第1章 総則」として第1条で目的、第2条で定義、第3条で最高規範性。「第2章 まちづくりの基本原則」として第4条で町民主権、第5条で役割分担および協働、第6条で情報の共有。「第3章 まちづくりの役割分担および協働」第7条で町民の役割、第8条で事業者の役割、第9条で団体等および住民自治組織の役割、第10条で町の役割、第11条で協働のまちづくり、第12条で町民と行政との協働推進。「第4章 持続的な発展」といたしまして第13条で人材づくり、第14条で子どもの育成、第15条で要援護者など保護・支援が必要

な町民の保護、第 16 条で自然環境の保護、第 17 条で歴史と文化の継承と保護、第 18 条で危機管理。「第 5 章 情報共有の推進」第 19 条で知る権利、第 20 条で情報の整備、公開および提供、第 21 条で個人情報の保護。

次に「第 6 章 町民ならびに事業者等の関与」第 22 条が町民の権利と責務、第 23 条で事業者等の権利と責務。「第 7 章 町の責務」第 24 条でまちづくりの姿勢、第 25 条で倫理規範の確立、第 26 条で議会の責務、第 27 条で議員の責務、第 28 条で町長の責務、第 29 条で町職員の責務と権利。「第 8 章 地域自治活動」第 30 条で町民組織、「第 9 章 住民投票」として第 31 条に住民投票を定めております。

そして「第 10 章 他の公共機関との関係」として、第 32 条で他の地方公共団体等との関係、第 33 条で国および関連機関との関係、第 34 条で国際社会との関係。「第 11 章 愛荘町自治基本条例推進委員会」第 35 条で愛荘町自治基本条例推進委員会の設置等。「第 12 章 条例の改廃」ということで第 36 条に条例の改廃といたしております。

付則として、この条例は平成 25 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 河村善一君。

**○8 番（河村善一君）** 自治基本条例についての中の点でお尋ねします。

愛荘町自治基本条例の第 3 条では最高規範性、「本町の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分尊重し、整合性を図らなければならない」とあります。この条例で最高規範性をうたっておりますが、日本国憲法 98 条で、「この憲法は国の最高法規であって、その法規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」とあります。

また 94 条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」とあります。

この最高規範性をうたっているのと、憲法の 98 条・94 条との関連について、町当局の回答を求めたいと思います。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** 憲法の最高規範性は、これはもう国の最高規範でありますから、当然のことながら、憲法の定めに従うと、この条例も当然のことながら憲法の範

圏内ですべて、それに従うということはもう当然のことだと思います。

○議長（本田秀樹君） 8番 河村善一君。

○8番（河村善一君） 確認しておきたいと思うのですが、その憲法の中における、町における最高規範というか、模範的な、と言いますのは、今年5月16日の衆議院の憲法調査会において、私ちょっとインターネットを見ていると、高富修一議員という方が、憲法調査会における質問をされているのです。憲法以外に市が定める条例に「最高規範性」という文字が入っているのに不思議な感じを受ける。国会が制定する法規案の解釈および運用にあたり、市が定めた条例の趣旨を尊重し、その条例との整合を図らなければならないとは、順番が逆ではないか。これは厳密に言えば憲法の定める条例制定権を逸した規定ではないかと思うが、この点について衆議院法制局の見解を求めるということで、答弁、衆議院の法制局としては一般論としたうえで、「条例の定める最高規範性は、他の条例との関係に過ぎず、あくまで訓示的・宣言的な意味にとどまるのでないか」と。「法令解釈にあたって条例との整合を求めることについては、法令の趣旨・目的に反しない範囲内で、法令が解釈を許容する範囲内に限ってという留意点を定めたものと解すべき」と見解を示されていますが、衆議院法制局の見解はそうであると思いますが、町としてはその見解を持っておられるのかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まさにこれは愛荘町の最高規範でありますから、愛荘町の条例とかいろいろな計画は、この基本条例の定めるところによってそれぞれ定めるということでありますので、法律を超えることは決してできないと。

ですから、「法令」とおっしゃいましたけれど、「令」は関係ないと思っていますけれども、法律の範囲を超えることはできない。憲法はもちろんのこと、各法律は守らなければならないと思います。

○議長（本田秀樹君） 8番 河村善一君。

○8番（河村善一君） その点について再度確認もしていきたいと思うのですが、今、憲法の改正議論がなされております。憲法が改正されて、あるいは教育基本法が改正されました。教育基本法が改正された場合には、大幅な愛荘町の教育においても条例等が変わる場合が出てくるだろうと思います。憲法が改正され、国の法律が変わって、条文の中で改正しなければならない点においては、これは過半数で改正されることに

なるのか。36条の部分の一部改正になるのか。その点についてはどうのご見解を持っておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 憲法改正は96条でしたか、3分の2以上の衆参の議決が必要でしたね。ですから、それはもうそのとおり現憲法ではそうだと思います。

今おっしゃったのは、この自治基本条例の36条ですか。ここに書いてますとおり、条例の改廃については、住民投票において過半数の賛成を得なければならないと。そして、当然議会にそれをかけるわけですから、その場合は半数以上の賛成があれば議会に提案するということですから、過半数ということになるのでしょうか、3分の2という規定は設けていませんし、一般的な扱いということになると思います。

○議長（本田秀樹君） 8番 河村善一君。

○8番（河村善一君） 35条と36条を混同してしまって、ごめんなさい。憲法を改正されてとか、法律が変わってきたときには、一部で変わってくる場合も出てきますよね。そういう時のことは想定されているのかどうなのか。軽微で行かれるのかどうなのか、そこはどう考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 憲法のその部分とこことは、あまり関係がないように思います。憲法がその部分について改正されても、条例は条例だというふうに考えますけど。

○議長（本田秀樹君） 8番 河村善一君。

○8番（河村善一君） 憲法に則ってはいろいろ条例が変更されてきますから、だからそういうものの大枠としては変わってくる可能性もあるということであれば、憲法の範囲内でのこの条例であるならば、変わってこざるを得ないというのは思っているわけですから、当然その時は改正ということになってくると思いますので、それがいちいちと言いますか、過半数を得なければならないのかどうか、私は疑問を持たざるを得ないと考えております。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 今おっしゃったことがわかりました。憲法がもしも改正されて、憲法改正に伴ってまず法律が関係するところは改正されると思いますね。ですから、その法律に抵触しないように、愛荘町の各条例等については見直しをしなければならないところは出てくると思います。

これが、自治基本条例というのは基本的な考え方しか言っていませんから、ここへ影響が及んでくるかどうかというのはわかりません。

○議長（本田秀樹君） 何個もありますか。8番 河村善一君。

○8番（河村善一君） それだったら、これからは大きな問題については先ほど言ったことになりましたが、あと2点だけ質問しておきたいと思います。

いろいろ問題点が指摘されている中での今回の施行ということにおいては、非常に疑義を持たざるを得ないと考えております。この条例については、議会の過半数で決まる。しかし、改正と改廃については、住民投票における過半数を得なければ変わらないと、非常に決めるにおいては非常に、安易とは言いませんけれども、ハードルが低くて、改正するには非常にハードルが高いということを思わざるを得ません。問題点がいろいろある中では非常にハードルが高い。だから、その点について住民投票の過半数というものを、改正においてはもっとハードルを低くするという考えはないのかどうか、お尋ねを再度しておきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） これは前条の35条で、第4項の軽微な変更についてはこの限りでないという条項のところ、議会のご意見等も踏まえながら、字句の修正なり解説の変更でいけるところは、それだけを見直すということでございますので、この36条適用の改廃については、かなり重要事項になるかというふうに思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。1番 伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 伊谷です。私の方から2～3質問をさせていただきます。

こうして今日、この自治基本条例を制定のためにご提案をいただいたのですけれど、こんな時期に誠に申し訳ないのですけれども、この条文1条から36条あるわけですが、実は米原市の自治基本条例を参考にさせていただきますと、平成18年1月頃に制定されているのですから7年前ですか。そのうち36条のうち半分以上が全く内容が同じということなんです。システムとしては仕方ないかも知れませんが、もう少し愛荘町らしい中の文言を取り入れていただくということが、なぜそういうことができなかつたのかということをお尋ねしたいと思います。1点目です。

それともう1点、第4条の町民主権という条項があるのですけれども、この条文で町民主権というのはなく、町民が主役と定めたものだということだと思っております。そこで、実質を伴わない、見かけ倒しかなというふうに私は思っております。

それと、そもそも国の法律上また国民主権の概念があるわけですけど、町民主権という概念はあるのかなと感じが、私は今これを読んで感じます。それについてお聞きをさせていただきたいというところです。

それと第5章の19条・20条なんですけど、「知る権利」という言葉なんですけど、住民税の負担など町との権利義務関係のない町民以外の住民にも、住民と同様に「知る権利」を認め保障しているということは、事実上、住民軽視ではなかろうかなと、こういうことで住民自治も趣旨に反しているのではないかなというふうな見解を持っております。

町との権利義務関係のない住民以外の町民にも、住民と同様の「知る権利」を保障しているのは、事実上、住民軽視ではないかなというふうに思うのです。そうではないのですか。そういうふうに思っておるのですけど、それについていかがかお尋ねしておきます。

それと同様、同じ22条の文言の項でも言えるのですけど、住民税の負担など町との権利義務関係のない町民以外の住民にも町民と同様に、町政に関し情報を知る参画する権利を認めている」というように思うのですが、やはりこれは事実上、住民軽視のように思うのですけれども、その点についてもお聞きしたいと思います。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** まず、伊谷議員の質問にお答えしますが、米原市の条例と比較的似ているというふうにおっしゃいましたが、私は米原市の条例は一切見ていません。自治基本条例というのは、全国的にかなり浸透してしまっていて、1つのパターンというのか、そういうものは確立されつつあるのです。そういった中でよく似た表現が出てくるのは致し方ないし、検討委員会は自主的に1条1条ものすごく細かく、住民さん自ら議論を交わして決められたことですから、まさに住民がつくった条例だというふうに私は認識をいたしております。

そしてもう1つ「町民主権」、これはこの条例の根幹でありまして、まさに国の国民主権というのは基本的な法規ですけれども、愛荘町にあっては住民が主体でまちづくりをしていくのですよと。ですから、自主的につくる、そういうものを保障する、いろいろなものを、国民主権と言う場合は、基本的人権とか参政権とかいろいろなことが定められているのですけれども、まちづくりの基本、その町民主権でありますから、法律の範囲内ではあるのですけれども、自主的に負担と受益の関係等も考慮しな

から、町民自らがつくっていくという趣旨であると思います。

それから、知る権利のことをおっしゃった趣旨はもうひとつ理解できかねるのですけれども、これはあくまでも知る権利、ガラス張りの行政をしていく、町が持っているいろいろな知見は共有のものだという概念から、町が持っている情報は町民の財産でもあるわけです。ですから開示はするのですけれども、当然のことながら個人情報に触れるところは、当然それは知る権利を逸脱しているということでありますので、これは法律に定められておりますから当然のことながら、そこまで開示することはできない。ただ、町外の人にあっても、システム的なことは町外の人でも公開をすべきところはしていくということになろうかと思います。

税の情報なんていうのは、極めて個人情報に近いものでありますから、システムとか定めとか、そういったものについては当然公開してきますが、個人に関わることについては町外の人であろうと町民であろうと公開はできないという原則を守るべきだと思います。

これも同じ趣旨だというふうに、町政に関し情報を知り参画する権利を有すると。町民は法令に定められた義務を有するとともに、社会的活動において自らの行動に責任を持たなければならない。これは権利と義務を定めたところでして、町政に関する情報については当然、町民さんは参画する権利を有する。そのとおりだと思います。

○議長（本田秀樹君） 1番 伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番 伊谷正昭です。もう2点ばかりお尋ねをさせていただきます。

第28条 町長の責務という項があるのですが、主権者である町民の思いを受けて、第4条で言っていますように、住民と主権者の規定をし、町民はあくまで主役として位置づけられているということと矛盾をしていないかということをお尋ねしたいと思います。

それと、第9章の31条、住民投票制度、1項から3項まであるのですが、第2項に議会を頭越しにした住民投票が可能となる常設型の制度の施行だと思っておりますが、憲法と自治法による二元代表制を形骸化しないかなというふうに思っております。

それともう1点、先ほどの36条の件なのですが、条例の改廃という中で、条例の改廃を推進委員会の意見に住民投票を委ねているということであろうと思うのですが、

この条例の議決に関する議会の権限を侵害をしていないかということ、その3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 28条関係、町長の責務は主権者たる町民の信託に応えるというのは当然のことでありまして、それをさらに深めてできるということであります。主権者たる町民の声に耳をよく傾けて、そして政策に反映していくということだというふうに理解をいたしております。

それから、31条にお答えさせていただきます。まさに住民投票は直接民主主義的な手法を入れるということでありまして、二元代表制の中でしばしばよく言われることでもありますけれども、これは憲法にも別にこれを禁止しているわけでもないし、いろいろな住民の直接請求制度は監査請求とかいろいろございます。また、議員や町長のリコールというのも直接請求制度でありますけれども、そういう中で議会議員にすべてを住民の皆さんが委託をされているわけではない。選挙で選ばれたといえども、個々の問題についてまでいちいちそれを想定できないものでありますから、それを任せられたものではない。住民投票制度というのは一種その補完制度でありますから、直接請求制度を一步深めた、今の時代、住民とともにまちづくりをやっていくという住民主権の観点から、大事なことについては住民の意見を直接聞くという制度でありまして、そうであっても予算とか条例案は必ず議会を通すわけですから、決して議회를軽視したものではないというふうに考えているところであります。

36条はしばしば出ておりましたけれども、これも全く同じでして、基本条例を改正する時には住民の直接意見を聞くけれども、条例の改正案についてはあくまでも議会の議決が必要でありますので、決して議회를無視したものではないと思っております。

今日は伊谷議員さん、それから河村議員さんからもいろいろと意見をいただきましたけれども、こういう議論をもっといろいろ、3年間もやってきたわけですから、やってほしかったなど。総まとめとしてこうしてやっていただけるのはそれはそれでいいと思いますけれども、こういう議論をやはり交しておくべきだったというふうに思っております。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。3番 城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） 城貝です。1点ばかり確認をしておきたいと思っております。

31条の1項に「住民投票制度を設けることとする」ということで、最後の36条に

「住民投票において、その過半数の賛成を得なければならない」という規定で、自治基本条例と住民投票は、車で言えば両輪の関係になると思うのですが、住民投票制度の制定の今後の見通しと言いますか、進捗状況、そういうものはどうなっているのか。その辺のところを確認をしておきたいと思います。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** これは大変重要なお意見でして、住民投票は、この基本条例ができたから直ちにできるものではありません。どういう住民投票制度をこのまちが持つかというのは非常に大事なことでありまして、これについてもやはり住民の意見を聞きながらやっていくことになると思いますけれども、投票権の制度でありますとか、あるいは重要な事項といってもどういうものに限定していくのか、本当に難しゅうございます。たとえば国に関わるような、国が許認可持っているような制度について町の住民が住民投票でどの程度意見が言えるのかと。町に決定権のないようなものの中にはあるわけですので、そういったものについての住民投票をどの範囲まで入れるのかどうかといった議論もあります。

定説では、例えば原発問題とか、あるいはダムの問題であるとか、そういったものは住民投票に一般的に入れていきますけれども、こういうものはほとんど決定権は町にはないのですね。町にあるような事柄、あるいは産業廃棄物の問題もよく住民投票になるのですけれども、これも知事になってきますから、知事が決めることを町が意見を言えるのかといったこともありますけれども、しかし、地域に住む住民の意見というのは非常に大事なものでありますから、国や県の施策にも反映できるようにやるべきだと。当然のことながら、町がやることについては住民の皆さんの意見を直接聞くことは非常に大事だなと。

しかし、これは大きな住民の生活にとって、あるいはこれからの施策に影響を及ぼすような問題、例えば学校の統廃合であるとか、そんなことが出てきたときには、あるいは庁舎問題もそういうことになるかも知れません。場所をどこにするかというような問題は非常に大きなテーマになってくるし、最近でもあちこちで行われていますけれども、議会で否決されているものもありますけれども、ついこの前もどこか東京でありましたね。あれは都市計画か何かの決定で、あれは投票率が低かってだめになりましたけど、投票率を定めるというのも住民投票条件の仕事だと思います。これはやはり、少し時間をかけて皆さんの意見を聞きながら、当然、議会の皆さん方の意見

も聞きながら、この二元制の中でどこまで住民の意思を確認するのかといったことを議論を深めながらやっていくべきでありまして、1年以上かけて議論しないとあかんと思います。今後、まずは叩き台というものをつくって、あるいは住民との検討委員会、これをつくっていただいた、それは一旦解散していますけれども、それに似たものをつくるのかどうか検討をしていく必要があるかなと思います。

○議長（本田秀樹君） 3番 城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） ご趣旨はよくわかるのですが、これでこの条例が一旦制定になっても、住民投票制度がないということは、この基本条例が形骸化してしまうということですので、今ほどおっしゃった、住民投票あってこそその基本条例と言えと思うのです。

今ほどの答弁では、1年以上時間をかけてこれからこさえていくと、こういう答弁ですけども、おおよそ村西町長の方針として、だいたい期間はどのくらいで、議会にまたかけていただけるか、この辺の見込みを、ばくつとで結構ですので、今後見直しをお聞かせ願えたら幸いに思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 現時点では、常設型の愛荘町の住民投票条例、まだバックボーンというのは全くできておりません。全国的にはたくさんあるのですが、どうあるべきか、例えば外国人の問題、年齢の問題とかもいろいろありまして、中には中学生まで入れているような、小さな村の住民投票条例などはそこまでのものもありますけれども、その辺もどこまでするのかとか、いろいろな議論がありますので、叩き台がないとなかなか議論にもならない。どういうことを折り込むのかという骨子ぐらひは、ここ半年ぐらひの間にある程度形を見えるようにしておかないとあかんのかなと思っています。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はございませんか。9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番 西澤久仁雄です。大方の議員さんが質問されましたので、まず町長にお尋ねすると言うのか、この議案書にだいたい書いていますけれど、こちらの方は解説入りということですね、結局。町民さんに配られるのか、どうふうにされるのか知りませんが、解説をつけて配られるのか、こちらだけを配られるのかということによってだいぶ変わってくると思うのです。それをまず1点、どうお考えかということと、先ほどから36条の件をだいぶ質問されておられますが、

改正・廃止、この廃止は町長、何を想定されておられるのか、この2点まずお聞きしたいです。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 住民さん向けの自治基本条例の徹底については、当然のことながら解説も加えてしないとあかんと思っています。

それと、条例の改廃の廃止というような時はどんな時かと、今のところ廃止というのはちょっと想定がつかないのですけれども、例えば町村合併が次の時にどうなるかわかりませんが、その時には一旦やはり、合併の時の相手のまちがどこかわかりませんが、議論にはなってくると思います。そうでない限りは、これを廃止というのは今のところちょっと想定しておりません。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） だいたい、廃止というのは合併とか特殊な時であるので、私はあの時にも言いましたように、改廃の「廃」はそういう文言の解説をつけておいたら、廃止の場合にはもう要らないの違うかというふうなところで、改正は住民投票とか何かありますけれども、結局何ですか、合併の時も廃止になる場合は住民投票がかかってくるのかどうかということもなりますでしょう、これをうたっておくと。それで廃止だけは別にした方がいいのと違うかというような意見を出したこともあるのです。改廃ではなくて改だけでいいのと違うかという意味を言ったけれど、聞き耳を持たないでこのまま進んでおられると。私としては大変寂しい思いです。

それともう1点、議運で言わせてもらいましたけれど、住民投票を実施するところに書いていますけれど、結局、住民投票は有権者の何パーセントが投票されて、その過半数以上という基準はどうですかと言ったら、条例で定めますという話ですけど、条例で定めてない。もし何かあった時には慌てて条例をつくらんとあかんのかなと。結局、本来ならば有権者の過半数以上が、50%以上が投票されて、その過半数というのならわかりますけれど、このままでしたら漠然と、投票者の過半数だと、10%が投票されても、その過半数だったという解釈ができないことはないです、このままだったら。住民投票条例というものは大切なものであるし、早急なつくりが必要だと思うけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 最近、今おっしゃったとおり住民投票の有効性を定める過半

数の問題がしばしば出ております。というのは、選挙でも非常に投票率が下がってきて、過半数の投票者を確保するのが、特に都会周辺では非常に難しいということから、つい先般の、まだひと月経つか経たないかですが、東京の衛星都市で行われた住民投票は30%台でありまして、結局、経費をかけて住民の意思を聞いたのだけれども、開票すらできなかったというので、たとえ過半数に達しなくても、投票に行った人の意思はあるわけだから、行かなかった人についてはもうお任せをしたということになるのかどちらかわかりませんが、少なくとも開票して、投票者の過半数でいいのでないかという論調が各新聞社の社説も私は目を通しましたけれども、ほとんどがやはり、せっかく行った人の意思が確認できない、開票もしない。これはやはりまずいのと違うかというのが多くございまして、住民の過半数というよりも、やはり投票者の過半数というふうにやっていく方が、これからベターではないのかなと私としては考えている次第です。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） 西澤議員のご質問の条例の改廃に関してお答えを申し上げます。

ご案内のとおり、廃止というのはめったに生じないわけなんですけれども、これはあくまでも自治基本条例に限ってのことなんですけれども、それこそまちがなくなるとかしかないわけなんです、地方自治法上の精神からいきますと、第96条の議決事件の中には「あくまでも条例を設けまたは改廃することについて」と、規則上も「改廃」という言葉が出ておりますので、地方自治法では「改廃」という言葉を用いているということでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 今おっしゃった、そういうことになるのか知らんけど、この条例でいけば、改廃は住民投票にあてはまるのと違いますかという問いです。これで見たらと、ということです。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） お答えいたします。

今申し上げましたとおり、廃止というのは自治基本条例に関しましては、愛荘町がなくなるというようなことを想定をせざるを得ないというように思いますので、愛荘町がなくなるというのは合併以外にないと思いますので、町がなくなれば住民投票よ

とか、そういったことはなくなるというように認識をいたしております。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 今そういうふうにおっしゃいましたけど、住民さん、私もそうだけでも、それだったらこれを書く必要はないのです。憲法みたいに「改正」でよろしい。住民さんの多くも、私は老人会で問うたことがあります。わかりにくいと、なんせ。一遍や二遍説明してもわからないと。私たちでも初めのうちはわかりにくかったのです。何遍も何遍も読み返し、解説を読み、初めてわかってくるという状態です。それで今おっしゃっても、住民さんには特にわかりにくい。そういうものが自治基本条例としてある。それでやるのだと。それだったらうたう必要はないのではないかということです。いくら議論してもこれはだめだと思っけど、もっとわかりやすい、私が申し上げたいのは、本当に住民さんにわかりやすい条例をつくっていただきたいというのが本音です。わざわざ、肝心なところはまた必要なところですけど、ほとんど解説で説明しないとわからないようなものは、住民さんはパブコメされても何もわからなかったという話を十分聞きましたので、もっとわかりやすいものを、愛荘町らしき条例をつくっていただきたいかなと、いまだに思っております。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） 議員のおっしゃることはよくわかります。この前の富野先生の研修の時にもおっしゃいましたように、日本国は「廃止」というものを想定していないということで、憲法は「改正」という言葉を使っておりますし、地方自治体の場合は合併というものはあるので廃止も想定はできるということで、地方自治法も「改廃」という言葉になっておりますので、確におっしゃるように、これを見て「改廃」の「廃」が必要でないかということは、おっしゃることは意味はわかるのですけれども、先ほども言いましたように、条例の場合は「改廃」という言葉が地方自治法上は使われておりますので、我々といたしましては「改廃」という言葉を使っております。

○議長（本田秀樹君） 14番 竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番 竹中です。だいたい議員さんがある程度は聞いておると思っておりますけど、そこで1～2点だけお尋ねしたいなど。

この基本条例、前文では愛荘町の最高規範として、自治の基本理念などを定める重要な条例であるということは認識をしておりますが、私の言いたいのは、今日まで住

民説明会、それも本当に十分であったのか、なかったのか。今日まで聞いておりますと、説明もしてきた、何回となく協議もしてきたと、こういうような説明であったかなど。そこらが住民に果たして浸透するほど説明会ができておるのか否か、その点をお尋ねすると、今後、問題点が生じてきた場合、実際に施行して問題点が出てきた場合はどうするのか。仮に決めてしまえば、改正しようとしてもなかなか、住民投票を実施して過半数以上の賛成がなければ改正できないため、大変慎重にならざるを得ないのではないかと、こういうふうに思っておりますけれども、その点についての答弁を願います。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 住民さん向けへの周知徹底は十分であったのかというお話ですけれども、手続き的には考えられることはすべてやってきたなど、3年半ほどかかっていますから。ですから、今、自治基本条例の議論がなされているということは、たいていの住民さんは知っていただいている。

内容においては直接携わった住民さんなり、あるいはパブリックコメントの時に意見を言われた方、あるいは説明会も2か所ぐらいでやったかと思いますが、参加をいただいた方とか、区長会の時に少し説明させてもらっていますし区長経験者であるとか、そういうことでできるだけPRをしてきたのですけれども、全部の住民さんがその意味をわかっているかと言うと、確かにそうではないと思います。

それをやろうと思うと、集落ごとに説明会をしないとあかんということになってきますが、この自治基本条例、1つのまちづくりのバックボーンでありまして、たちまち明日からの生活にどうこうというような、大きなテーマではあるのですけれども、生活に直接影響するところはずぐには出てこないということでもありますので、その辺の関心の度合いももうひとつ腰を入れてというところ辺はなかったかも知れませんが、それはいざと言う時にこの条例が生きるのだという住民の皆さんの拠り所というか、そういったものであるべきだと思っておりますので、これが通ればまたさらに住民の皆さんにこういう条例ができて、皆さんのまちづくり、これから皆さんと一緒に協働でやるのですよというところ辺を1つひとつ解説をしながら周知徹底をしていくのかなというふうに思っているところです。

不都合ができた時にどうするかということですが、例えば例がいいか悪いかわかりませんが、憲法9条なんかは、現憲法を読んだら、中学生でも高校生で

も、小学校5・6年でもわかるように、戦争の放棄とか武器を持たないとか、自衛隊との関係を見れば、あれはいったい何かというふうに誰から見ても思うわけですが、でも、解釈で補ってきたのですね。自衛のための軍隊というか、そういうものは解釈で、あれほどの大きなテーマをどんどん解釈で補ってきたというところがありますので、この条例についても、ある程度の時代の流れで変わってくるところは解釈でいけるのではなかろうかと思えます。コロッと変わってしまうようなところ辺があれば別ですが、特に4章関係の持続的な発展のために具体的に各状を設けてこれから取り組むべき総合計画とかなりリンクしていますので、書いていますが、こういったものがコロッとなくなってしまうとか、そんなことが起こるかどうかは想定し難いのですけれども、普通のところ辺は解釈である程度いけるのではなかろうかと、こういうふうに思っています。

○議長（本田秀樹君） 14番 竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 私が先ほど、住民のパブコメ、説明会とか2回程度あったように私も記憶しております。私も中央公民館へ寄せてもらいました。

あの時も住民の方からの意見というのはほとんどなかった。私もおりましたので、とおり一遍の説明であったかなと、こういうふうに認識をしております。恐らく1回はハーティーセンターでやったかなと思うのだけれども、そちらの方も同じような形態ではないかなと思っておるわけでございます。

先ほど町長はどなたかの議員さんの答弁の中で、今言われるような大事なそういうやり取りと言うか意見交換、それをもっと早くからやりたかった、してほしかったというような答弁が出ておったと。そういう中で3年ほどかけてこれをやってきたと。その中で、今、町長は町村会の会長でもあるし、全国で町村は900ほどと思っております。きちんとした数は読めておりませんが、市も入れると約1,700という、そういう中でこの条例はだいたい北海道が主を占めておったと。これは当時の政権与党である所から出てきたなというようなことが当時から調べてみると、そういう中で先ほど3年からかけてこうやって今日まで進めてきたと。そういう中でもう一遍町長にお尋ねしたいのは、3年からの中で本当に私が言いたいのは、住民ともっと対話を十分にできたのではないかなと。また、議会との対話も、議会側ばかりを責めるというか、もっと言ってもらえる機会があったはずだと。これはまた執行部からも、やはり提案者側からもどしどしと出してくるのが私はいかがなのかなと、こういう認識を

しておるわけでありませぬけれども、この点町長はこの6月に、私の一議員としての考えは、3月に上程までしなくても取り下げたと。この6月に向けてと、こういうことでありませぬけれども、私は議会の改革もその一員としてやっておる1人でもありますし、できれば私は同じ方向性で同時の方がよいかと、こういうような考え方を持っておるわけございませぬけれども、今日この時点でこういうことを言う私が間違いかもわかりませぬけれども、この基本が先行していくことによって、議会の改革もまた一団と慎重にならなければならないと、こういうふうに私は思っております。

そういう点で、諸々申し上げましたけれども、もっと住民に説明ならびに住民の意見も今日まで聞ける機会があったのではないかと、そういうようなことを思っておりますけれども、再度、町長・執行部にそのような機会がないとは私は言い難いなど、あったと、こういうように認識をしておりますけれども、その点をあわせて答弁を願います。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** 住民との対話が足らなかったのではないかとというご意見かと思ひます。住民の皆さんと直接の接点を持つという機会は、確かにそうあるものではありません。日頃の行政の中で接点はあるわけですが、多くの住民の皆さんと直接やるというのはどうしても限られてしまう。いろいろと機会は設けているのですが、出前の自治会へ出掛けてのトーク、これもそんなに活発では決してありません。限られた自治会で呼んでいただけるということでありますので、なかなか機会は少ないと。

いろいろなそれぞれの大会とかいろいろな催しの中で、あいさつでできるだけ町政報告をさせてもらうということは心掛けてはいるのですが、あいさつの中ですからせいぜい5～6分、10分もしたら町長の話は長すぎると言われるので、できるだけ簡単に、動きはできるだけお知らせしようという思いでいつもあいさつはさせてもらっています。

それでは十分な住民との直接の対話になってないというところもあるのですが、2万人のまち、集落は60ある、そういった中でなかなか緻密度を上げるのは難しい。また、町民への手紙等については活発にいただいておりますし、できる限りこれについてはお答えをするようにしています。また、その延長線上で直接一遍町長に出会いたいという方も時々おられて、そういった人に対する機会は直接やるように心掛

けているところでございます。

そういった中で、この基本条例、まさに住民との協働ですから、もっとそういう機会を設けていく、この条例を活かすために、必要があるのではないかとこのように確かに思っている次第です。もうちょっと緻密な、例えば小学校区ぐらいの単位でまちづくりの、大きな合併をしたところは協議会を持っていますけれども、私どもは2町合併ですので、そんな協議会まではつくっていませんが、まあまあ地域のテーマ等を話すような、そういったものをつくってもいいかなというような思いもしているところでもあります。

議会改革の方も時間をかけていろいろ議論いただいていることについては、大変敬意を表していますし、素晴らしいことだなと思っています。この自治基本条例が先行したからと言って、議会改革の方に妨げには決してならないと思っていますので、そこは思いきった改革を期待をさせていただいているところでございますので、とりあえずこれがこの議会に提案させていただいていますので、先行する形になるかもわかりませんが、これで邪魔することには決してならないと思いますので、大胆な改革をよろしくお願ひしたいと思う次第でございます。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。8番 河村善一君。

**○8番（河村善一君）** 反対討論を行います。

第3条の最高規範性をうたうことについて、日本国憲法とこの法律の関係で疑義を感じましたので、意見を聞きまして一部は納得いたしました。でも、基本条例の最高規範を恣意的に解釈して、条例によって国の法令をも変えていけるなどと風潮する傾向もあります。こうした地方の暴走に対する懸案を持っております。最高規範性をうたうことについて、そういう疑義を感じますので、そういう点について第1点反対いたします。

第2点、この自治基本条例は最高規範とうたいながら、住民には先ほどの答弁にもありましたけれども、十分な説明がなされているとは思いません。住民投票を起こして過半数で決めるべきものではないかと考えます。過半数の賛成を得たものであるならば、修正するのも住民投票過半数というのも納得できます。住民投票の機会を決め

たものを住民投票過半数でしか改正・修正できないことには納得できませんし、反対いたします。

第3点、いろいろな問題点が指摘されているにもかかわらず、ごく一部を修正したのみであります。その他の修正がさらに必要と考え、反対いたします。

以上の点をもって反対討論といたします。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに討論はありませんか。15番 辰己 保君。

**○15番（辰己 保君）** 15番 辰己。愛荘町自治基本条例について賛成を行います。

いろいろとこの愛荘町自治基本条例、まずこの制定に向けて時間をかなり費やしているというのがまず1つ。それで議会においても本当に、この本議会においても疑問を持つところ、そうしたところが縷々出されて、真摯に答える。それほど議会もこの自治基本条例について真剣に向き合い、そしてどうしたまちをめざすのかということ論じたのだというふうに、そうした点において本当に喜ぶところであります。

そうした議論をもっていよいよ議会基本条例の制定に向けた取り組みということになっていくことにも、この討議を通じて喜ぶところであります。

それほど単に自治基本条例が制定するだけではなくて、この討議は真に愛荘町のまちづくり、それをめざす、それにふさわしい最高規範の条例をつくるのだという前向きな姿勢からの討議であるというふうに解釈をいたします。

縷々いろいろとこうした経緯が私はよいものをつくり出す、またそうした討議そのものがまちづくりそのものにも大きく寄与するのだということにも指摘をしておいて、この自治基本条例、この理念を大切にして、そして町民が一丸となってこの理念に沿った素晴らしいまちを、まちづくりを発展させる、前進させるように努めることを望んで、賛成討論といたします。

**○議長（本田秀樹君）** これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（本田秀樹君）** 起立多数であります。よって、議案第43号 愛荘町自治基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

**◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（本田秀樹君）** 日程第9、議案第44号 愛荘町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 西川都々子君登壇]

**○住民福祉主監（西川都々子君）** それでは議案第44号 愛荘町子ども・子育て会議条例を制定する条例について説明申し上げます。議案書25ページ、説明資料27ページをお開きください。

愛荘町子ども・子育て会議条例制定理由といたしまして、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく審議会として「愛荘町子ども・子育て会議」を設置するとともに、その組織および運営に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

条例の要旨といたしまして、第1条に設置についての規定を、第2条に所掌事項としての会議の役割についての規定を、第3条の組織等についての規定、第4条に会長および副会長について、第5条は会議についての規定を、第6条は協力の要請について、第7条は庶務について、第8条は委任についてを定めております。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第44号 愛荘町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（本田秀樹君） 日程第10、議案第45号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 議案第45号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の27ページ、説明資料の29ページから33ページをお開きください。

まず改正の理由でございますが、平成24年7月9日に施行されました住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民の方が住民基本台帳法の対象となり、住民票が作成されました。また、本年7月8日には住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されることになり、外国人住民の方の住民票に住民票コードが付番され、外国人住民の方も住民基本台帳カードの交付を受けることができるようになりました。

これまで外国人住民の方には自動交付機利用カードとして「あいしょうタウンカード」を利用していただいておりますが、今回、住民基本台帳カードの交付ができるようになったことから、あいしょうタウンカードの新規交付は行わないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

既にお持ちのタウンカード5月1日現在167枚（発行は298枚）につきましては、今までどおり自動交付機の利用はできますが、タウンカードから住民基本台帳カードへの切り替えを進めてまいります。

次に、条例改正の要旨でございますが、4つの条例のタウンカードの交付に係る規定を削るものでございまして、愛荘町住民基本台帳カードとの利用に関する条例につきましては、あいしょうタウンカードの交付および利用手続きに関するの規定のうち、タウンカード交付に関する記載を削るものでございます。

次に、愛荘町印鑑条例につきましては、印鑑登録申請に係るあいしょうタウンカードの交付に関する記載を削るものでございます。

次に、愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、経過措置の中で印鑑登録証明書の申請を行う場合のあいしょうタウンカードに関する記載を削るものでございます。

次に、愛荘町手数料条例につきましては、あいしょうタウンカード交付および再交

付に係る手数料の欄を削るものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成25年7月8日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第45号 愛荘町住民基本台帳カード等の利用に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第11、議案第46号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 議案第46号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書29ページ、説明資料34ページをお開きください。新旧対照表につきましては、35ページから38ページでございます。

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正の改正理由といたしまして、愛荘町子ども・子育て会議条例の制定に伴い、子ども・子育て会議委員の報酬を、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部追加するため一部改正を行うものでございます。

要旨といたしまして第2条 報酬の額 別表に「子ども・子育て会議委員」の報酬を追加するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第46号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第12、議案第47号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは議案書30ページ、議案第47号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。説明資料39ページをお開きください。

まず、一部改正の理由であります。文化財所有者から指定有形文化財の指定申請書を受け、町教育委員会が町の文化財保護審議会に諮問を行ったところ、同審議会から「申請10件はいずれも町指定文化財として妥当である」との答申を受けたところであり、その後、本年3月28日に開催されました教育委員会において10件の指定文化財の指定が議決され、同日その旨告知したところであり、

議案書30ページにお戻りください。議案第47号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例。愛荘町文化財保護条例の一部を次のように改正する。別表 古文書

の部 壬申地券地引絵図を次のように改めるとしまして、既に指定をしております 40 舗に 10 舗を新たにお願いするものでありまして、合わせて 50 舗とするものでございます。また、所有者につきましては上蚊野自治会から宮後自治回まで 6 自治会を追加するものであります。

なお付則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 4 7 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 4 7 号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 1 3、議案第 4 8 号 愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第 4 8 号 愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明させていただきます。議案書 31 ページならびに説明資料 41 ページをご覧ください。

改正する理由でございますけれども、近年、国において土地改良法に基づかない事業が創設されていることから、地方自治法第 224 条の規定に基づき、特定の利益を受ける者から分担金を徴収するため改正するものです。

主な改正の内容ですけれども、第2条中「直接および間接に国の補助対象とならない」を「土地改良法によらない」に改め、対象事業を拡大するものです。

また、第5条中「地籍割」を「地籍割等」に改め、受益者一括徴収を可能とするものです。

また、8条中につきましては語句の修正を行うものです。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。また、経過措置といたしまして、この条例施行日前に実施された愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例に基づく事業につきましては、なお従前の例によるというところでございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第48号 愛荘町非補助土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を40分からとさせていただきます。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第14、議案第49号 愛荘町立福祉センターラポール

秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

**○住民福祉主監（西川都々子君）** 議案第49号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は32ページ、説明資料は45ページ～46ページをお開きください。

改正理由といたしましては、福祉センターは愛の郷とラポール秦荘いきいきセンターの2か所あり、休館日はそれぞれ条例で定められています。設置目的が同じである福祉センター愛の郷の開館時間等を統一することは、地域住民の福祉のニーズに応じた各種の福祉サービス・福祉情報の提供等を総合的に行うことができ、住民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図ることができ、あわせて地域の活性化を図るため愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正するものでございます。

要旨といたしましては、第4条第2項を改正し、休館日を日曜日および12月29日から翌年1月3日までの日に改めるものでございます。

条例の施行は、平成25年7月1日からとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第49号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第15、議案第50号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第50号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについて、説明をさせていただきます。議案書33ページ、説明資料47ページをご覧ください。

本協議会の設立理由は、琵琶湖流域下水道協議会は滋賀県下水道公社解散に伴い、公社理事会に代わるものとして県と各市町村が共同して流域下水道事業の運営に参加し、市町の意見が反映される枠組みをつくることをめざして、県と全19市町が協議会を設置するものです。

本協議会は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道協議会を設置するにあたり必要な規約を定めることを関係地方団体に協議することにつき、同条第3項の規定に基づき議決を求めるものです。

議案書の34ページをご覧ください。琵琶湖流域下水道協議会の規約でございます。

本規約は15条からなっております。第1章 総則、協議会の目的 第1条でございます。協議会は、滋賀県が施行する琵琶湖流域下水道事業関連公共下水道事業の安全かつ安心な運営および円滑・効率的な推進を図るため、滋賀県および関係市町が相互の連絡調整を行うことを目的としております。

協議会の名称といたしまして、第2条に「琵琶湖流域下水道協議会」と定めております。

第3条には協議会の構成ということで、13市6町、県下全域市町が含まれております。

以下12条の編成となっておりまして、協議会の担当する事務、組織、会長・副会長、委員、調整会議、事務局会議、会議の招集、会議の運営、そして経費の支弁方法等、その他という形になっております。

なお、付則といたしまして、この規約は滋賀県および関係市町の協議が整った日か

ら施行するとなっております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第50号 琵琶湖流域下水道協議会規約を定めることを関係地方公共団体に協議することにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第16、議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール 秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、議案第51号 愛荘町立福祉センターラポール 秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてをご説明申し上げます。議案書36ページをお開きください。

昨年（平成24年）3月議会におきまして、有限会社マーメイドに平成24年度から平成28年度までの5年間、指定管理者の指定につきまして議決をいただきました。今年は2年目をスタートしたところでございますが、平成25年4月1日付けにて有限会社マーメイドが神戸市に本社があります株式会社 linkworks に吸収合併されました。それに伴い、会社法第2条第27項の規定においては、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継することとなります。

指定管理者が指定期間中に他団体との統合等により法人格が変更になるような場合

には、従前の指定管理者の残期間も統合後の団体を指定管理者として再度指定することができます。これに伴い、残期間の指定管理者の募集を非公募により実施し、株式会社 linkworks より公の施設における指定管理者の指定申請書を受理いたしました。その後、指定管理者再指定審査委員会を開催し、合併後も従前と同様に当該施設を管理運営できる体制等が確保されているか、また、安定した経営基盤・財務内容や人員体制などが確保されているか等、選定基準により審査しました結果、再指定することについて問題はないと、候補者に選定されました。

株式会社 linkworks につきましては、別紙議案書の方にも記載されていますが、平成16年4月設立で、公共スポーツ施設の運営管理や民間フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営、屋外活動を中心とした青少年育成事業、高齢者向けの介護事業および運動指導等を手掛けておられます。指定管理としては兵庫県の播磨町健康福祉センターやプール、県内ではマーメイドの協力業者として大津市のプールに参画しておられました。そのほか大阪府や兵庫県内に直営の施設や受託施設を持ち、事業展開をされています。

また、吸収合併した有限会社マーメイドにおいては、株式会社 linkworks 滋賀支店として引き続き事業を展開されています。

以上のことから、愛荘町福祉センターラポール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者を次のとおり審査委員会において候補者に選定されたものを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定による議決を求めるものでございます。

議案書 36 ページをご覧ください。

1. 公の施設の所在地および名称。

愛荘町蚊野 2978 番地 1 愛荘町立福祉センターラポール秦荘健康プール。

愛荘町安孫子 1216 番地 1 愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドーム。

同じく愛荘町立福祉センターラポール秦荘ふれあい広場。

2. 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名につきましては、

(1) 所在地 兵庫県神戸市中央区加納町3丁目10番12号

(2) 名 称 株式会社 linkworks

(3) 代表者 代表取締役 廣瀬琢也

3. 指定の期間といたしましては、平成25年7月1日から平成29年3月31日

までです。

以上、ご審議いただきまして議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番 辰己 保君。

**○15番（辰己 保君）** 15番、辰己 保。今、提案の趣旨説明の中でもありましたが、会社は24年度まで同施設の指定管理者となっていた会社が消滅して、そして新たにそれを承継した会社が全体を引き継ぐと。会社法でいけば当然それでいいわけですが、その流れの中で再度指定することができるというのは、愛荘町条例に基づいて言っておられるのか。それとも、会社法で言われているのか。確かに選定基準に照らしてとかいうことは言われています。

では、今そういう質問を出しましたので、その点では答えていただきますが、それでは、大事なのは、その消滅するというのをいつ知り得たのか。ここが非常に大事であります。消滅して、知り得て、そして指定管理の問題を協議を当然されたとは思うのです。まずその点で私も指定管理者の指定手続き等に関する条例、それから長期契約を締結する条例および規則、愛荘町立福祉センターラポール秦荘指定管理者募集要項、こういうものを一通り見ました。その中で、やはり大事にしなければならないというのがあります。

確かに、選定基準とかいう点では、それは一定良好であるかどうか。しかし、会社が消滅すれば良好かどうかというのは、その段階で良好でないということですよ、1つは。経営実態は知りませんよ、経営実態はどうであるかは知らないけれども、とりあえずそれは一旦ストップしたということでしょう。

じゃあ、審査の状況はどうであるのかということが問われてくるというふうに思います。その間どういう協議をしていたのか。そのことは大事であります。やはり、我々今、先ほどの条例の協議ではないのですが、議会が今必要とされているのは、行政の事務事業における監視と言いますか、適正な評価をしていくということが求められてきているわけです。じゃあ、こうした事態の中でただ単に、本当に公募しなくて随意契約のようにしていいのかどうかというのは非常にこれは問題になっているというように私は感じています。

ですから、行政も一旦この契約を破棄してるという認識に立っていいはずですよ。というのは、次の補正予算に関係してくるのですが、委託業務に切り替えているわけで

す。委託業務に切り替えているということは、リセットしたということを行政自らが伝えている。それで再契約をするのに3か月の猶予が要るのです。逆に言えば、委託業務をしていて半年で公募した方が、適正な行政処理ではないのか、事務処理ではないのかということです。私はここで質問というか問題にしたいのは、適正な処理なのかどうか。要するに引き続いてこういう企業であっても指定管理者であっても、引き続き指定管理は頼めるのだと。それは会社の都合であって、行政の都合ではないので、行政のサイドから見た時に継続はできるかどうかは別。しかし、一旦リセットして公募による、引き続きこの関係の企業が指定管理者という指定を受けるやも知れない。それは公募という手続きによって起こることであって、行政の方から引き続きできるという前提で契約を結ぶものではないというふうに思います。

そこで町長、副町長がこれは責任者でしたかね、選定とかいうのは、それで町長名で契約を結んでいるはずです。締結書にそうした字句が確か記載しなければならないというのが、自治法の関係でしたかね、そういうふうに記載をすると。瑕疵行為の問題だから。町の条例にもそういうくだけは確かありました。町の条例にも、指定管理者の指定手続き等の条例の第4条2項 協定事項云々、2項の6号、指定の取り消しおよび管理業務の停止に関する事項とかいうのがここに書いているのですよ。指定の取り消しおよび管理業務の停止、これはもう相手方が、指定管理者の方がどちらかといえばやる事態になってしまった。行政の方ではないので、そういう点で協定書がどうであるのかというのが1つ出てきます。

それから、今言いましたように当然5条・6条、相手さんとの聞き取り、そういう行為が起こっているはずなので、どういう聞き取りをし、どういうふうに対応していったのかという、先ほど言いました経緯の報告を求めるといっても言いました。

そして、愛荘町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例および規則に照らして、どうであるのかということも見てみた時に、これについては私がこういうふうに見ているわけですから、答弁はいただきます。

一旦指定管理の指名を破棄したので、この条例・規則に該当しないかも知れないが、規則第33条 契約の始期と終期、年度。これは当然今、始期は年度当初でないわけ、残りの日ということで指定しているわけで、それにこだわる必要がなければ、先ほども言っていますように、公募による手続きが取れるということです。長期契約の条項から見ても、ですからなぜ公募を取らないのかと。公募手続きによる指定管理者を

選定しないのかということの問題が、どれを読んでもそこに行きつきますので、その答弁をいただきます。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） それでは、私から全体的なことを答弁させていただいて、消滅することをいつ知り得たのか、また会社との経緯につきましては担当課の方から説明いたします。

まず、引き継ぐのが条例か会社法かという問題ですが、両方ともでもございません。実質上は、条例はその指定管理者を引き継ぐとはなっておりませんし、基本的に会社法の第1条第1項第27号というのは、吸収合併の場合は権利義務を承継するということが書いてあるだけでございます。

いつ知り得たということに影響してくるわけですが、年度末ぎりぎりに知ったということを知っております。それでどういうふうにするかということも縷々検討したわけですが、現にもう新年度に入りましてプールをオープンしておりました。それで、一番迷惑をかけるのは住民さんですので、何とかこの状態でうまくいけな方向を模索させていただきました。

これにつきましては顧問弁護士にも聞きました。弁護士のよって見解の相違はあるわけなんですけれども、会社法をとるというもの、またインターネット上では、やはり公の施設の指定管理者が異なるということで、改めて再議決を取らないといけな方向、いろいろあったわけなんですけれども、やはり我々としたしましては、地方自治法上の公の施設の管理は地方自治法に基づいてやるわけですから、再議決を取ったらいだろうということで、まずは再議決を取らせていただくという方向を取りました。

それで、一からこの会社はどんなことかということを手続き上は同じようにさせていただきました。ただ、先ほどお話がありましたように、本来なら公募すべき問題だと思うんですけれども、一番最初は公募させていただきました、5社ほどあったわけなんですけれども、昨年の3月の更新時の公募した時には1社しかございませんでした。結局は今やって、時間のなかで公募してもどれだけ出てくるかはわからないという中で、非公募を前提とした募集要領を作らせていただいたということでございます。

それで予算上の問題につきましては、この指定管理者を指定する場合は債務負担行

為を一定設定するという事で総務省通知も出ておりますので、債務負担行為を設定させていただいております。それは昨年の3月議会で設定いたしております。そういった中で、債務負担行為の範囲内でやるということをご前提に進めてきました。

先ほど申し上げましたように、4月1日から既にもうプールの管理は進んでおりますので、4月1日から一定6月の末日、ここはあくまでも今議会で指定を受けられたらの話なんですけれども、指定を受けた場合、今議会で受けられることを前提といたしまして、6月30日までは直営管理をします。そして、議決をいただきましたならば7月1日から改めて29年3月31日までは吸収合併された linkworks にて管理を継続すると。

この会社自身は、先ほど提案説明の中で申し上げましたけれども、直営のプール施設を持ってありますし、滋賀県では協力ということで大津市を見ておりますけれども、他府県では指定管理もやっているということで、資金的にも陣容的にもそんな色はないという判断をいたしまして、指定管理者に妥当という判断をしたところでございます。以上でございます。経過等につきましては、課長から説明いたします。

**○議長（本田秀樹君）** 福祉課長。

**○福祉課長（岡部得晴君）** 経過についてご説明いたします。

福祉課の方へマーメイドから連絡がございましたのが、3月19日に文書で提示がされてまいりました。そのあと協議等、今副町長が申しましたとおりの内容の部分で協議をさせていただいたところなんです。いろいろな市町等に問い合わせた部分の中では、権利義務等がそのまま継承できるというお話もありましたので、そちらのお話について顧問弁護士等に相談させていただいた経緯もございました。

その中でも、やはり議会の議決を得ておく方がいいだろうというご意見もございましたので、今回、非公募ではございましたけれども、書類審査をしていただいて、審査会において候補者としていい事業所なのかという判断をしていただいた中で今回、議会の方へ提案させていただいているものでございます。

それとあわせて、基本協定書のお話もございました。基本協定書の中には、事業所の取り消しが町の方からできる部分がございますけれども、ただそれに関しては、今回起こりましたように法人格の変更に関してのことが想定されておられませんので、今後、法人格の変更などに関しては、基本協定書の中へ取り入れていかななくてはならないというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 15番 辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番 辰己 保。そんな堂々と、声高らかに言える話ではないでしょう。「今回は法人格のこうしたケースは記載していませんので」と、してないことが問題になっているのに、なんか自信満々に答弁していること自体が私はおかしいなという感じがします。

じゃあ、指定管理者の指定手続き等に関する条例で指定の取り消しという、当然これは読まれているわけで、それも該当しないと。会社法でいったり混乱させるから、ないのでしょう。しかし、これは一旦取り消しというか、一旦リセットしていくことは、マーメイドは了としているわけでしょう、委託契約を結んだということは。違うのですか。要するに、行政の方が、確かに住民さんにこれはもう4月1日からの計画を組んでいる。3月19日に文書で聞いたけども、もう間に合わないから、何とか手を打たなきゃならない。要するに行政のご都合でしょう。適正な処理かということ私を問うているわけですよ、手続き上の。

1月に聞いていけば、4月1日から、年度初めから余裕があるから、まだ公募できるかもわからない。年度際だから何とも仕方がない。そうでしょう。でも、実際やっていることは委託。それは何をやっているのかと言ったら、前提は指定管理が受けられるという、業務を承継したという会社側の都合で委託を受託しているかもわからない。

これだけの事業なんですよ。だから、私は公募すべきだと、一旦。審査会の審査を仰いでということをやられていた。審査会は庁舎内と違うのか、メンバーは。仰いでなんて、あなたも入っているのでしょう、課長も。主監級、確かにここには主監級も書いてあります。要するに身内でかばっているということでしょう。誰も言えないですよ。議会で初めてここに来たから、自分がこの問題点はどうなのかということを実質しているわけですよ。庁舎内で「仕方がないな、4月1日からどうしてもこれは手遅れになるな」と言って職員の立場で考えるから、誰も異論を唱えられないですよ。それを審査会の協議を経てなんて、それもまた堂々と言うことに私は、もっと羞恥心というものを持って答弁をしていただきたい。

あれこれと言っているわけですが、実際問題、じゃあ、リセットできないのかということですよ。これは指定されないだろうと思うのです。マーメイドさんも行政も、一旦リセットしましょう、でも公募はしませんと。このケースの場合は非公募でいけ

るということで非公募にした。1社もないでしょうと。しかし、これはやってみないとわからない、1社かどうかは。努力もしないで単に非公募にしたこと自体に、このまたもう1つの問題がある。私は絶対に今回は公募すべきだと思います。指定管理者をするにしても。住民さんには非常にそれは、行政が悪いのではない。そうした事態を作り出した相手さんが悪いのであって、こちらに瑕疵がある場合は、それはしつかりと言ってもらわなければならないけれども、委託業務をもうあと3か月引き延ばししてでも公募に入ると。しかし、こういう事態になったら応募される方はいるかいないか、それはわかりませんが。

でも、あえて言うておきます。私は、本来ならば非公募にすべきでないし、公募であるのか。そして、指定管理者の指定手続きに関する条例、規則、募集要項等々の中にもそういう問題が書いてあるわけで、協定に関する事項の中にも云々、これは「社会的信用を損なう行為により指定管理者の業務を行うのにふさわしくないと町長が認めた場合」ということで、一定これが、吸収合併が社会的信用を損なう行為かどうかは疑問ですけども。しかし、企業としては一旦その責任を果たせなくなったという、マーメイドという会社として果たせなくなったという点では、一定の影響を与えたというふうには解釈できるので、その点であえてこういう条例、規則、要綱、こうしたものを取り上げて長期契約の観点から見ても公募すべきというふうに考えますけども、答弁を求めます。

**○議長（本田秀樹君）** 町長。

**○町長（村西俊雄君）** 今のこの場合、基本的にちょっと見解が私と違うのですが、会社の承継あるいは会社の合併というのは、今、世の中で盛んに行われていることで、ものすごく大きなメガバンクでもやっている。これは社会の中でも大変大きな影響のあることですし、それを自由経済の中であまり阻害をしてしまうと、世界の競争にも勝てなくなってくる。経済の非常に自由な部分だろうと私は思うのです。会社法でそういう承継というものを認めているというのもそういうことで、それが公の経済とは全然別のものだというふうに言い切ってしまうのは、ちょっと私は問題があると思うのです。

ですから、当初、私もこういう話が4月に入ってからあった時に、それは承継と違うかというふうに私も直感的にはそう思いました。だから、承継だから、そのまま会社の名前が変わるだけ。例えば工事契約でも契約途中でそういうことが起こること

もあり得るとは違うかなと思うのですが、倒産ではないのですから、倒産で事業が続けられなくなったというものではない。会社法によって承継、権利義務、債務も債権も引き継いでいくということを明確にした承継であるならば、これはやはり公の我々の行政の中でも、それは尊重すべきだろうというふうに思いますし、現に多少形が変わるといっても、近江八幡市とか大津市とかはそのまま承継の扱いをしているし、私も、これは承継でいけるとは違うかなというふうに最初思った次第であります。名前が変わるということはあるのですけれども、そういうふうに会社法の中だけのことだというご意見もあるかと思うのですけれども、そこはやはり尊重するということがあるならば、承継の扱いでも決して間違いではないと今でも思っているのですけれども、いろいろな見解もあるし、慎重を期して今般改めて指定管理させてもらうという手続きになったというふうに理解をいたしているところです。

○議長（本田秀樹君） 15番 辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番 辰己。町長の今の答弁そのものを、経済活動・企業活動のところで見る時に、別に承継とか、その業務は当然、今言うように会社の名義が吸収されて変わって、そこでストップするのかと、ラインが止まるのかということ、同じように言っているわけではなくて、私はそれは当然承継されてやればよいと思うのですよ。

私が言いたいには、一旦リセットしたでしょう、お互いが同意して、承継なら別に承継なんでしょう。申し訳ないですが、名前が、名称が変わりますと。「辰己」が「村西」に変わりますと。それで業務は引き継いでいきますというならリセットしなくていいでしょうと言うわけですよ。リセットしたでしょう、同意して。

私の言いたいのは。何も経済活動を批判しているわけではないのですよ。一旦行政がリセットしたなら、今回改めて公募手続きをされた方がいいではないかということ、を言っているわけですが、行政の立場として。そこを曖昧にすれば、これからの行政運営として、それはおかしくなりますよ。リセットしたのだったら、とりあえず linkworks さんを含めて公募という対象にする。最終的には応募者が1社しかなかったとかいうなら議会も理解できるということなんです。混乱させているつもりはないのです。物事の整理をしているだけです。

お互いがリセットしよう。じゃあもう1回、議会の同意を得るまで、要らないだったら要らないで、要らない説明できたのでしょうか。しかし、今言うように承継するの

だったら名前の変更のお願いでしょう。違うのでしょうかね。私はリセットしているのだったら公募された方が、健全な行政執行ではないですかと言っているのです。町長の言っていることを否定しているわけではないのです。承継されたのなら承継されたでいいです。でも、お互いにそうしたところで議論をして、会社法があろうがなかろうが、行政は行政としての立場を毅然と貫いて、一旦こうさせていただくとか、住民さんに多少のご迷惑がかかるかもわからないけども、そういうふうに進めていく時代に入ったのと違いますかと、説明責任を果たそうと言っているのでしょうか。先ほど我々賛成させていただいて、崇高なまちづくりの理念をつくり上げた時に、こけるような議論をしたらおかしいと思うので、そういう意味で私は、積極的には提案という意味で問題提起をしているつもりです。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、一旦リセットしたということは確かでございます。3月31日でマーメイドとは切りまして管理委託に切り替えたわけですから、そして地方自治法に基づきまして再議決を得るという行為に移ったわけですから、リセットしたと、これは確かです。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、プールはずっと動いているという中で、迷惑をかけるのは住民ではないかなということで、公募すれば一番よかったのかもわからない。それはもう少し時間的余裕があれば公募したわけなんですけれども、如何せん、我々が知ったのは4月の中頃だったということで、ちょっとその暇がなかったということで、せめて6月議会に再議決をいただいて、それはあくまでも非公募という前提で再議決をいただいて、7月1日からというような考えを持ちましたので、議員ご指摘のことは十分理解いたしておりますので、今回につきましてはそういったことで、公募で継続したということをご理解いただければありがたいなと思います。以上です。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番 西澤久仁雄です。その件につきましていくつか質問したいと思います。

審査会を設けられて、審査会の長は副町長ですか。そこで、マーメイドを linkworks に、その中で適正であったからという発言があったように思いますけど、適正であっ

たという理由をまずお聞かせください。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） 先ほども答弁させていただいたと思うのですが、手続き上は非公募で一から手続きを踏ませていただきました。登記簿謄本を取っていただきまして登記簿謄本、それと会社の概要、そして今までどのような業務をやってきたのか等々を見させていただきまして、先ほども申し上げましたとおり、自らがプールを経営しているということ、他府県であります指定管理を既に受託しているということ、それと大津市に協力会社として指定管理を受けているということ等々総合的に判断いたしまして、従業員・経理面にも問題はないという判断をしたところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） それでは、マーメイドが今まで指定管理をしてこられました。例えば、はつらつドームを使用されます。どういう条件ですか、お聞かせください。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） はつらつドームの使用条件に関しましては、基本的に健康プールの方で受付をさせていただいて使用許可をさせていただくという形にはなっております。

それとともに、利用料に関しては一定減免対象になる団体等がございますので、それについては従前のマーメイドなりで対応をさせていただいているところでございました。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） それなら、ドームを使用した住民さんは、そのまま帰ってよろしいのですか。整地せねばならないのですか。また、トイレにつきましては、使用した者が清掃をせよと、そういうような指導をされているのですか、条件ですか、お答えください。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 今、議員がおっしゃった条件に関しては、うちの方からは指示はしておりませんが、従前のマーメイドにおいて「ご協力を願いたい」というような形をお願いをされていた部分はあるというふうに承知はしております。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 指定管理料は、その分どうなるのですか。例えばCM2は、ふれあい広場とか野球場、あそこは全部CM2がグラウンド整備からトイレ掃除から、全部されているのですよ。なぜマーメイドだけそんなことで許すのですか、お答えください。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 日常的に使われた場合の整理でございまして、それ以外、定期的な整地とトイレ掃除に関しては、マーメイドが実施しているというふうには認識しておりますけれども、不十分であった部分は聞き及んでおりますので、それに関しては指示させていただいた部分はございます。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 確か3月20日だったと思いますけれど、私もドームへ行った。その時にトイレは外の公園のトイレを使えと。なぜか。今言ったように、使用した者がトイレ掃除せんらんと。それで外へ行くと、こういう指示でしたよ。行ったところが、ものすごいひどい汚れがあって、即、総務課に明るる日に来て連絡させてもらって、そういう事態もあったのですよ。それが適正な会社ですか。

住民さんは、遠慮して、遠慮して使用されているのですよ。そして指定管理料は向こうの会社儲けになるのと違うのか。住民さんいじめですね、これは。副町長、これはお答えください。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） 誠に恐縮ですが、便所が汚れていたということは、私はまだそこまで承知しておりませんので申し訳ございませんが、指定管理料につきましては当然そこら辺全体が入っているというように認識はしています。

しかしながら、あくまでもこちらは設計上見ているだけでありまして、向こうがどうというような見積もりで出しているかは、設計と見積書とは開示はいたしておりますので、当然、便所は清掃分野には入っているというようには認識いたしております。

○議長（本田秀樹君） 9番 西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） ここでお願いしておきます。6月議会に指定管理のモニタリングをどうしているのかという質問をいたしました。10月に一定の報告書等を出させていますと。それはそれでよろしい。そこで、抜き打ちのモニタリングはしない

のかと問うた時に、答弁はなかった。ということは、やはりそういう施設がそこそこ、特別にということはありませんけど、そこそこやはり、誰が見てもこれで使用できる範囲かなというぐらいのきれいさを持っていないと、住民さん困らせということになるので、あれも一般質問で取り上げましたけど、これはやはり指導、モニタリングは監視だし、指導をお願いしたいということで今後は十分気をつけていただきたいということで、今までのマーメイドの会社が引き継がれるのであればその辺も含めた、今度指定管理されるのかどうなのかわかりませんが、その辺もあわせて十分契約の中で確認していただきたい。

○議長（本田秀樹君） 副町長。

○副町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。

今、西澤議員からご指摘いただいたことにつきましては、今回の協定を結び変えますので、そういった時に十分指導しますし、また、今まであったことにつきましてもモニタリングに反映させていきたい。

それと、過日、伊谷議員の指定管理の質問の中でも申し上げましたけれども、今まではプールなどは自分のところで投書箱を設けていたのですが、町自らが投書箱を設置いたしまして、いろいろな意見を聞きながら、町がそれを開けてそれをモニタリングに反映していくというようなこともこの前答弁をさせていただきましたので、そうした方向で住民さんの声をちょっとでも吸い上げられるようなシステムをとっていきたいというように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

○福祉課長（岡部得晴君） 西澤議員にご答弁をいたします。

前回のトイレ掃除以降、一応こちらの方も何回か抜き打ちでは確認はさせていただくように対応はしております。

それとともに、月1回、プールの方も内容確認というような定例会等を設けているということもご承知いただきたいと思いますので、その中で不備な点に関しては指示していくというような対応を取らせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番 辰己 保君。

○15番（辰己 保君）　15番 辰己 保。指定管理に関わっての討論を行います。

厳しい指摘、今後の糧にしていくということが非常に大事であります。その観点から、そのことをこの質疑の中で申し上げたところであります。よって、この指定管理そのものについては賛成を行います。

ただ、町長自らも答弁されたように、経済活動は非常に乱高下と言いますか、自体が予測をつかない事態を引き起こすという経済社会になっている。それに応え得る行政のあり方というものは常に危機感を持たざるを得ない。このように年度末、行政は4月1日を境にして事業を進めていくわけです。それにおいて、やはりその間際になれば行政としても対応が混乱する。そのことは重々察知できるわけです。しかし、それであっても我がまちはこのように進めていくのだと。今言うように会社法の精査も必要でしょう。そういう中で愛荘町は一味違うし、そうした企業にやさしいけれども、企業に厳しいというぐらいのまちをつくりあげていくということがあっていいと思います。指定管理を受ければ、そのまま継続されていく。そういう安易な状況では、やはりまちとしても責任は持ち切れないし説明責任を果たせない。そうした縷々、今後の課題として厳しく指摘して、されど利用者に迷惑をかけられないという、そうした差し迫った課題等々を勘案し、今回において賛成討論をさせていただきます。

○議長（本田秀樹君）　他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君）　これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君）　起立多数です。よって、議案第51号 愛荘町立福祉センタープール秦荘けんこうプールおよびふれあい福祉施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君）　日程第17、議案第52号 平成25年度愛荘町一般会計補

正予算（第2号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○**総務主監（杉本幸雄君）** 議案第52号をご説明申し上げます。議案書37ページをお開きください。

平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,292万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,436万8,000円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によるということで、41ページをご覧ください。

41ページの第2表でございます。債務負担行為の補正として、つくし保育園改築事業について、平成26年度から27年度までの期間で、限度額を1,620万円追加するものでございます。

事項別明細書で科目の補正額および主な内容をご説明させていただきますので、43ページをお願いいたします。

43ページの歳入でございますが、分担金及び負担金の農地基盤整備促進事業負担金として、愛知川西部地区用水路整備事業と山川原揚水機改修に係る地元負担金757万5,000円の追加、使用料及び手数料としてラポール秦荘の指定管理者の会社合併に伴い指定管理協定が整うまでの6月末までのけんこうプール使用料1,369万3,000円とはつらつドーム使用料4万7,000円を追加、国庫支出金の農業基盤整備促進事業補助金として愛知川西部地区用水路整備と山川原揚水機改修に係る補助金2,075万円を追加、県支出金の民生費県補助金として社会的事業所運営事業費補助金45万円の追加、これは社会的事業所が障がい者を雇用し社会的自立をめざす事業に対し2分の1補助されるものでございます。

滋賀型地域活動支援センター事業費補助金2万2,000円の追加、難病の方の日中活動の場として作業所を県独自の制度として県と利用者の市町が補助することにより運営しておりますが、利用予定人数が減となり利用者人数で按分する管理費が増額となったものでございます。

次に、44ページでございます。子ども輝き人権教育推進実践活動費委託金11万5,000円の追加、これは愛知中学校が昨年に引き続き指定を受けたため、10割補助を受ける

ものでございます。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため 3,355 万 2,000 円の追加、諸収入の農林水産業費受託事業収入は、農地費一般の職員人件費と土地改良区委託事務費の減額に伴い 284 万 2,000 円減額するものでございます。

雑入についてですが、総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金は、東円堂が今回不採択となりまして 60 万円の減額、縣市町村職員厚生会助成金は、県・市町村職員厚生会解散に伴う助成中止により 10 万円の減額、民生費雑入の自動販売機設置料は、使用料と同様に 24 万 7,000 円を追加、教育費雑入の社会体育事業参加料は、アーチェリー教室参加料 40 名分で 2 万円の追加でございます。

次、歳出であります。人件費につきましては、当初予算におきまして教育長を含めまして一般職 163 名を見込んでございましたが、退職などによりまして 1 名減の 162 名分および組織機構の改正あるいは人事異動に伴います関係科目の人件費の補正、それと議場会議システム改修費用、けんこうプール等指定管理に係る調整、愛知川西部地域の農業基盤整備促進事業の追加等が主なものでございます。

まず、議会費につきましては人事異動により職員人件費 110 万 8,000 円と議場会議システム改修工事に要する設計業務委託料 100 万円、工事請負費 355 万円の追加、総務費の一般管理費につきましては、組織機構の改正によりまして一般職員 3 名増によります人件費 1,089 万 7,000 円の追加、企画費については愛荘町への移住交流事業を全国に PR できる機会が創出されることから、県移住交流促進協議会へ加入するための負担金 2 万円追加、コミュニティ助成事業で東円堂が不採択となったことから 60 万円の減額でございます。

そして、46 ページの税務総費につきましては、一般職員 1 名減により人件費 219 万 1,000 円の減額、戸籍住民基本台帳費につきましては、一般職員 1 名増によります人件費 604 万 4,000 円の追加でございます。

統計調査総務費につきましては、人事異動によりまして人件費 315 万 2,000 円の減額、民生費の社会福祉総務費につきましても、人事異動によりまして人件費 581 万 6,000 円の減額でございます。

そして、48 ページの社会福祉施設費につきましても、人事異動によりまして人件費 24 万 9,000 円の追加、国民健康保険費につきましては、人事異動によりまして人件費 533 万円の減額、障害福祉費につきましては、滋賀型地域活動支援センター事業費補

助金 4 万 5,000 円追加、これは難病の方の日中活動の場として作業所を県独自の制度として県と利用者の市町が補助するものでございます。

社会的事業所運営事業費補助金 90 万円については、社会的事業所、これは近江八幡市のユウでございますが、障がい者を雇用し社会的自立をめざす事業に補助するものでございます。当町から 1 名から利用をいたしております。

福祉センター費は愛の郷の空調と給湯ボイラー、いきいきセンターの給湯ボイラーの経年劣化による修繕費 125 万 8,000 円の追加、けんこうプール等指定管理者が会社の吸収合併により新たに指定管理の議決をいただくまでの間ということで、指定管理料を 456 万 2,000 円減額し、その間の管理運営業務委託料 1,854 万 9,000 円を追加するものでございます。

介護保険費につきましては、一般職員人件費 415 万 9,000 円の減額と、地域包括支援センターの人事異動によりまして介護保険事業特別会計繰出金 455 万 8,000 円の追加でございます。

そして 49 ページでございますが、後期高齢者医療費につきましても、人事異動によりまして人件費 5 万 9,000 円の追加、児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て支援法に基づき条例で定めるところにより子ども・子育て会議を設置する必要が生じたため、当初任意協議会で計画していたものを地方自治法に基づく付属機関とするため、委員報酬 12 名×4 回分で 33 万 6,000 円を追加し、報償費 12 万 1,000 円を減額するものでございます。

保育園費につきましては、保育士 2 名減によりまして人件費 1,101 万 3,000 円の減額、児童福祉施設費につきましては共済組合負担金 6,000 円の減額でございます。

次に 50 ページでございます。衛生費保健衛生総務費につきましても、人事異動に伴いまして人件費 155 万 1,000 円の追加、保健衛生諸費につきましても人事異動によりまして人件費 28 万 5,000 円の追加でございます。

農林水産業費の農業総務費につきましては、1 名増によりまして人件費 688 万 3,000 円の追加、そして農地費につきましては人件費 12 万 2,000 円の減額と臨時職員賃金 15 万 2,000 円の減額、農業基盤整備促進事業として愛知川西部地区用排水路整備・山川原揚水機改修に係る委託料 950 万円、工事請負費に 3,200 万円の追加、商工費商工総務費につきましては人件費 22 万 9,000 円の減額、観光費につきましては「あしょうさん」の着ぐるみの新たな制作委託料 100 万円の追加でございます。

52 ページの土木費土木総務費につきましては、1 名減によります人件費 585 万 1,000 円の減額、道路橋梁整備費につきましても、共済費 9,000 円の減額、下水道費につきましても、一般職員の人件費増に伴います特別会計繰出金 26 万 5,000 円の追加でございます。

53 ページの小集落地区改良事業費につきましても、人事異動に伴う人件費 64 万 9,000 円の減額でございます。教育費事務局費につきましては、一般職員 1 名の減によりまして人件費 359 万 9,000 円の減額、教育振興費につきましては、県の子ども輝き人権教育推進実践活動事業が昨年引き続き委託事業とされましたことによって、愛知中学校人権教育推進実践活動事業といたしまして講師謝礼 6 万円、費用弁償 1 万円、消耗品費 5,000 円の追加でございます。

54 ページの小学校費学校管理費につきましては、チームティーチング講師の 1 名分に係ります通勤手当 5 万 4,000 円の追加と、愛知川東小学校の遊具、わんぱくの森でございますが、老朽化によります施設修繕料 98 万 7,000 円の追加、中学校費の教育振興費は愛知中学校の特別支援教育支援員通勤手当確定により 2 万 7,000 円の追加、幼稚園費につきましても人事異動によりまして人件費 889 万 6,000 円の追加と、秦荘幼稚園に重度障がい者の介助を行う臨時講師賃金を 120 万円追加と、そして同幼稚園の園長を正職員としたことから園長賃金 225 万 6,000 円を減額するものでございます。

55 ページの社会教育総務費につきましては、一般職員 1 名増によりまして人件費 831 万 3,000 円の追加、文化財保護費につきましては、国の補助対象となったことにより金剛輪寺二天門、文化財管理補助金 11 万 1,000 円と、明壽院庭園文化財管理補助金 15 万円追加、公民館費につきましては、勤務日数の増により嘱託職員賃金 28 万 8,000 円を追加、図書館費につきましては、人事異動によりまして人件費 191 万 6,000 円の追加、保健体育総務費については財源更正でございます。給食費につきましては、人事異動によります人件費 62 万 7,000 円の追加でございます。

57 ページにつきましては、特別職の補正予算給与費明細書でございまして、比較欄のその他の特別職の職員数ならびに報酬の増につきましては、子ども・子育て会議委員の報酬を計上したものでございます。

次の 58 ページにつきましては、一般職の補正予算給与費明細書を付けさせていただいております。上段につきましては給与費等の総括でございまして、職員数は 1 名減によるものでございます。中段には職員手当の内訳、下段には給料および職員手当の

増減額の明細でございまして、人事異動ならびに昇格によります増減額でございまして。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第52号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第18、議案第53号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） それでは、議案第53号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書59ページをお開きください。

平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,095万8,000円とするものです。

事項別明細書の62ページをお開きください。

歳入の部でございまして、一般会計繰入金金の4目地域支援事業繰入金ですが、包括支援センター職員の増員に伴う人件費の増加に伴う繰入分の増加分の455万8,000円でございます。

歳出でございまして、介護予防事業費の二次予防事業につきましては、脳の健康教

室につきまして業務委託から直営で事業を実施することになったため、予算更正をするものでございます。

報償費につきましては、講師謝礼分として4万2,000円の追加、需用費の消耗品費60万6,000円の追加、これは教材費等でございます。委託料につきましては、直営になる事から64万8,000円の減額でございます。

次に、包括的支援事業・任意事業の地域包括支援センター運営費につきましては、人事異動ならびに昇格に伴う人件費の補正として給料223万4,000円の追加、職位手当等137万1,000円の追加、共済費96万3,000円の追加でございます。

次に、63ページにつきましては補正後の給与明細書等でございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番 瀧すみ江君。

**○12番（瀧すみ江君）** 12番 瀧すみ江です。地域包括支援センターの方で、職員が増員になったという説明がありましたが、昨年度来から地域包括支援センターの体制が大変ということで聞いておりましたので、今年度になってからの体制整備の状況を説明をお願いしたいと思っております。

それから、歳出の地域支援事業費の方ですが、けんこう教室が業務委託から直営で事業をするようになったので、このような補正が出たという説明でしたけれども、そこについてももう少し詳しい説明をいただきたいと思っております。経過等々お願いしたいと思っております。

**○議長（本田秀樹君）** 住民福祉主監。

**○住民福祉主監（西川都々子君）** 体制につきましては、25年度から包括支援センターにつきましては介護支援専門員1名と社会福祉士1名を追加いたしました。この当初予算につきましては4人を見ておりましたが、その4人の中に、介護支援専門員につきましては予算までに採用が決まっておりましたので、4名で当初は予算をあげておりました。新年度に入りまして社会福祉士の採用が決まったということでございますので、現在は5名体制で進んでおります。

それから、脳のけんこう教室についての委託から直営になったということにつきましては、一旦、脳のけんこう教室を株式会社くもんの方に委託をさせていただく予定でございましたが、委託業務ができないという関係で、業者の方から教材を買って、

町の方で直営でさせていただくという方法に変わりましたので、補正をさせていただきました。以上です。

○議長（本田秀樹君） 瀧議員、よろしいですか。

○12番（瀧 すみ江君） はい。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第53号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎休会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。議事の都合により、6月11日から6月20日までの10日間、休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、6月11日から6月20日までの10日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、6月20日（木）です。当日は午前8時30分から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

延会 午後3時55分